

令和 2 年度 (2020 年度)
自 己 点 検 評 価 書

令和 3 (2021) 年 6 月
福島学院大学
福島学院大学短期大学部

福島学院大学 自己点検・評価報告書 2020

刊行にあたって

大学は、次の世代の地域の担い手を育成する場であり、よりよい地域社会をつくる知の拠点でもあります。その大学の運営内容を適切な形で記録していくことは非常に重要なことです。

本学では、「建学の精神」「使命」「教育目的」を学則等で明確に定め、大学の活動全体にそれらを適切に反映させるための体制づくりに注力してきました。現在、本学の在校生のおよそ8割は福島県内出身者であり、卒業生の多くは出身地に戻って就職しています。福島で学ぶ学生に対し、学問的な知識を教授するだけでなく、福島でなければ学べない教育を提供し、福島ならではの「生きる力」「生き抜く力」を学ばせる機会をつくることが大事だと考えています。こうした考えの下、無限の可能性に挑戦し、何事にも全力で取り組んで、生きる力を育むことができる、「ここで学んで良かった」、「卒業して良かった」と言われる“学生第一の大学”、そして、地域の皆さんに応援団になっていただけるような、地域に根ざし地域に貢献できる“地域になくてはならない大学”を、第二期中期計画の理念に据えています。

これらの理念を達成するためには、本学がどのような教育をし、大学の運営に取り組んでいるのか、自己点検・評価を行う必要があります。そして、学生に対する教育の質の保証ができる大学であることを示さなければなりません。加えて、そうした本学の姿勢、取り組みを地域の方々に知っていただくことによって、地域との連携が強固なものとなります。それらの取り組みの結果が、本学の価値向上に最終的につながっていくと考えます。

近年、大学評価を重視する流れが強まり、大学の情報発信は必要不可欠なものとしてあります。そのような時代の要請を受け、令和元年度、評価項目を高等教育評価機構が示す「大学機関別認証評価受審の手引き」に基づいたものに変更し、自己点検・評価の内容を大幅に改めました。本報告書は、「自己点検・評価に関する規程」により設置されている自己点検・評価委員会が中心となってとりまとめたものになります。本報告を全学的に共有するだけでなく、学生や地域社会の方々にも知っていただきたいと思えます。

なお、本学が実施した自己点検・評価の結果を大所高所から検討するため、大学運営・組織経営に関する見識を有する学外の方々に外部評価委員を委嘱し、第1回外部評価委員会を令和3年1月に開催いたしました。そこでは、本学教育・研究の質向上と改善に資する貴重な提言をいただきました。それらの提言も踏まえながら、「学生第一の大学」「地域になくてはならない大学」に近づくべく改革を進め、「教育・研究の質」と「社会の公器」としての大学のあるべき姿を追求、挑戦し続けてまいります。

令和3年7月

福島学院大学理事長・学長

桜田葉子

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	69
基準 A. 地域における連携・支援事業	69
V. 特記事項	70
VI. 参考資料	71

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 創立者と本学院の発祥

本学院は、昭和 16（1941）年 2 月 15 日に、菅野八千代（1914～2004）が福島県の認可を得て福島市栄町（福島駅前地区）に設立した福島高等洋裁学院がその発祥である。菅野八千代は、杉野ドレスメーカー女学院や、山脇服飾美術学院で学び、東北の洋装文化の発展を目指し、洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位の向上を目指した。

戦後混乱期には県内各地でファッションショーを開催し、女性の自立に繋がる洋裁の振興を通して社会への貢献を続けた。さらに、県内に 4 校の分教場を設けることによって、洋装文化の向上と浸透に努めた。

福島高等洋裁学院は昭和 24（1949）年に私立学校法により財団法人となり、官立福島師範学校教員であった夫の菅野慶助（1907～1991）も経営に参加し、昭和 51（1976）年 3 月には、学校法人福島ドレスメーカー専門学校と改称した。

昭和 60（1985）年 4 月に福島女子短期大学服飾美術科に創立の理念を引き継ぐまで、卒業生は 2 万人を超え、教育を通じた女性の社会的地位向上と社会文化の向上を目指した創立者の志は現在にまで引き継がれている。

この間、菅野慶助は高等教育機関の設立を昭和 38（1963）年から進め、昭和 40（1965）年度に保育科の設置認可申請、昭和 41（1966）年度に福島女子短期大学（現・短期大学部）を開設したことが、現在の福島学院大学（以下「本学」という。）へとつながっている。

〈本学の建学の精神〉

「真心こそすべてのすべて」

昭和 16（1941）年の開学以来、人間としての真心（Sincerity＝偽りや飾りのない心）と思いやり（Hospitality）を涵養することを建学の精神としてきた。

2. 使命・目的

本学は建学の精神に基づき、その使命・目的を次のとおり福島学院大学学則（以下「学則」という。）福島学院大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）及び福島学院大学短期大学部学則（以下「短期大学学則」という。）にそれぞれ定めている。

○学則第 1 条

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

○大学院規則第 2 条

大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力及び高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的とする。

○短期大学学則第1条

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、職業及び実際生活に必要な人材を育成することを目的とする。

3. 個性・特色等

本学は、建学の精神及び使命・目的の具現化を目指して、高度専門職業人又は幅広い職業人を養成するために教育研究の質的向上を図るとともに、実効性のある社会貢献を通して、「地域に選ばれる大学」、「地域になくてはならない大学」であることを個性・特色としている。

(1) 高度専門職業人又は幅広い職業人の養成

大学院では、公認心理師の資格取得を目指す高度な人材を養成している。

学部・短期大学部の5学科は、社会が求める有用な人材の養成を図り、これまで約22000名の卒業生を社会に送り出してきた。卒業生のほぼ8割は福島市を中心としたエリアに就職しており、児童相談所や病院等の心理職や、女性の社会進出に伴い需要が高まる保育所等の保育士や幼稚園教諭として、また栄養士、更には企業の事務職・営業職など、幅広い職域で活躍している。

(2) 実学と連動した社会貢献の推進

現在（令和2年度）本学には、大学院心理学研究科（収容定員14名）、福祉学部（収容定員440名）、短期大学部3学科（保育学科、食物栄養科、情報ビジネス科、3学科収容定員520名）が設置されている。

大学院及び学部・短期大学部の5学科は、併設されている心理臨床相談センターや地域連携センターにおける活動を通して、教育を実学へと結びつける社会連携を推進している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和16(1941)年	創立者・菅野慶助、菅野八千代により洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位向上を目的とし、福島学院大学の前身となる福島高等洋裁学院を開校
昭和24(1949)年	私立学校法により財団法人となる
昭和41(1966)年	緑ヶ丘短期大学開学、保育科開設
昭和43(1968)年	福島女子短期大学に名称変更、服飾美術科、食物栄養科開設
昭和46(1971)年	福島女子短期大学保育科第二部開設
昭和49(1974)年	福島女子短期大学附属幼稚園開設
昭和51(1976)年	福島高等洋裁学院を学校法人福島ドレスメーカー専門学校へ名称変更
昭和60(1985)年	学校法人福島ドレスメーカー専門学校廃止、福島女子短期大学秘書科開設
平成元(1989)年	生活教養科開設（服飾美術科・学科名変更）
平成4(1992)年	学校法人福島学院に法人名称変更
平成12(2000)年	福島学院短期大学に名称変更し男女共学化

福島学院大学

	生活デザイン科開設（生活教養科・学科名変更）
	情報ビジネスコミュニケーション科開設（秘書科・学科名変更）
平成 13（2001）年	福祉心理科、専攻科福祉専攻第一部開設
平成 14（2002）年	情報ビジネス科開設（情報ビジネスコミュニケーション科・学科名変更）
平成 15（2003）年	福島学院大学開学、福祉学部福祉心理学科開設 福島学院短期大学生活デザイン科、福祉心理科募集停止（大学へ定員振替）
平成 16（2004）年	福島学院大学短期大学部、福島学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 18（2006）年	福島駅前キャンパス開設
平成 19（2007）年	大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）開設
平成 24（2012）年	福島学院大学短期大学部 専攻科 臨床栄養専攻・情報ビジネス専攻開設
平成 25（2013）年	大学院心理学研究科臨床心理学専攻に研究科名変更 大学院心理学研究科こども心理専攻開設
平成 27（2015）年	福島学院大学福祉学部こども学科開設 福島学院大学附属幼稚園を幼保連携型福島学院大学認定こども園へ移行
平成 29（2017）年	福島学院大学短期大学部 保育科第二部及び専攻科 福祉専攻第一部・ 臨床栄養専攻・情報ビジネス専攻廃止 福島学院大学短期大学部 保育科第一部を保育学科、食物栄養科を食物栄養 学科、情報ビジネス科を情報ビジネス学科に学科名変更
令和元（2019）年	大学院心理学研究科こども心理専攻廃止

2. 本学の現況

・大学名

学校法人福島学院大学 福島学院大学大学院

学校法人福島学院大学短期大学部

・所在地

福島県福島市宮代字乳児池 1-1（宮代キャンパス・法人本部）

福島県福島市本町 2-10（福島駅前キャンパス）

・大学院（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

大学院 心理学研究科（福島駅前キャンパス）臨床心理学専攻

・学部、短期大学部構成（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

福祉学部（宮代キャンパス、駅前キャンパス）

福祉心理学科

こども学科

福島学院大学

短期大学部（宮代キャンパス、駅前キャンパス）

保育学科

食物栄養学科

情報ビジネス学科

・学生数、教員数、職員数（令和2（2020）年5月1日現在）

（学生数）

大学院 心理学研究科

専攻	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
臨床心理学専攻	7	14	3	4	7	6	11	17	2	0	0	0
合計	7	14	3	4	7	6	11	17	2	0	0	0

福祉学部

学科	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
福祉心理学科	70	280	39	42	81	110	127	237	10	0	0	0
こども学科	40	160	9	30	39	34	108	142	2	0	0	0
合計	110	440	48	72	120	144	235	379	12	0	0	0

短期大学部

学科	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
保育学科	150	300	5	69	74	12	198	210	2	0	0	0
食物栄養学科	50	100	10	16	26	15	35	50	0	0	0	0
情報ビジネス学科	60	120	19	14	33	36	55	91	0	0	0	0
合計	260	520	34	99	133	63	288	351	2	0	0	0

福島学院大学

(教員、職員数)

大学院 心理学研究科

専攻	教授	准教授	講師	助教	計	助手
臨床心理学専攻	7	1	2	0	10	0
合計	7	1	2	0	10	0

※大学院教員は、福祉学部教員が併任

福祉学部

学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
福祉心理学科	8	1	3	2	14	0
こども学科	8	3	2	1	14	0
合計	16	4	5	3	28	0

短期大学部

学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
保育学科	5	4	6	0	15	0
食物栄養学科	2	0	3	0	5	0
情報ビジネス学科	6	0	1	0	7	0
合計	13	4	10	0	27	0

職員数

専任職員	30
特別職員	12
派遣職員	7
パート(アルバイト含む)	0
合計	49

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の教育の使命・目的は、建学の精神に基づき、福島学院大学は福島学院大学学則の第 1 条（本学の目的）に、短期大学部は福島学院大学短期大学部学則の第 1 条（設置目的）に、大学院は福島学院大学大学院規則の第 2 条（目的）に具体的に明示している。

また教育目的は、福島学院大学は福島学院大学学則の第 6 条の 3（教育目的及び人材育成の目的）に、短期大学部は福島学院大学短期大学部学則の第 5 条の 2（教育目的及び人材育成の目的）に、大学院は福島学院大学大学院規則の第 7 条（教育研究及び人材育成の目的）に具体的に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、平易な言葉を用いて具体的に簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、教育理念「感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する」に基づき、学生を育成することを使命・目的としている。学生の知的好奇心を活性化させ、高い授業効果を目指すために、講義・演習・実技共に教員・学生相互のコミュニケーションを重視した多様な教育を導入している。本学の特色である基礎力・人間力を磨く独自の教育については本学ウェブサイトや大学案内パンフレット等で示している。

1-1-④ 変化への対応

少子社会における幼児教育の高度化を図るため平成 27(2015)年度福祉学部こども学科を設置するなど、社会情勢の変化に応じて社会に求められる人材を育成するための学則等の改定を行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長及び各学科長を中心とした教学委員会において、適宜、継続的な検証を行い、自己点検評価活動を継続する。さらに、自己点検評価結果を令和 2 年度に設置した外部評価委員会に諮ることにより、社会状況の変化をよりの確に捉え、適時、適切な改善と向上に取り組んでいく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 1-1-①】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
本学ウェブサイト
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 1-1-②】 大学案内パンフレット
教務・履修ガイド
- 【資料 1-1-③】 授業計画（シラバス）
- 【資料 1-1-④】 福島学院大学学則（抜粋）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 をおおむね満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学においては、使命・目的及び教育目的などの学則等の策定・改定の際には、学科内会議、運営委員会、常任理事会、教授会、理事会を経て決定されており、その審議・承認の課程で教員の理解と支持を得ている。職員に対しては、学科内会議の審議・承認の結果が運営委員会で報告され、出席した役職員から各職員にその内容を伝えている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、本学ホームページ、「大学案内パンフレット」、「教務・履修ガイド」等に掲載することで学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を具現化するため、令和元年度策定の「第二期中期計画」において、「学生第一」と「地域になくってはならない」という二つの理念を掲げ、その理念を達成するための4つのビジョン（1. 教育・研究の充実 2. 地域連携の強化、3. 組織の改革、4. 経営基盤の確立）を示した。

以上の観点から、本学の使命・目的及び教育目的は中長期的な計画に反映されていると評価する。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

令和2年度に大学全体及び各学科における3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の改正を行った。そのことによって、使命・目的及び教育目的がより一層明確になった。

1-2-⑤ 教育・研究組織の構成とその整合性

本学における教育研究組織の構成と整合性については、本学の教育目的達成のために、福島学院大学学則第6条及び福島学院大学短期大学部学則第5条に示すように、学士課程は福祉学部（福祉心理学科、こども学科）の1学部2学科、短期大学部は保育学科、食物栄養学科、情報ビジネス学科の3学科が設置され、宮代キャンパス（こども学科、保育学科、食物栄養学科）と駅前キャンパス（福祉心理学科、情報ビジネス学科）の2キャンパスを有している。[資料参照]

また、大学院附属心理臨床相談センター、福祉学部こども学科附属施設子育て支援センターを設置している。

上記学部及び学科構成は、学則第1条に定める大学の目的の趣旨に適合しており、福島学院大学学則第6条第2項及び福島学院大学短期大学部学則第5条第3項で定める各学部・学科の教育研究上の目的を達成するものである。

また、教養教育の体制についても適切に整備することによって、教育・研究組織の構成を強化し、整合性を図っている。教養教育の科目は、学科毎に「教養教育科目」として運用されており、教学委員会、運営委員会、教授会では、全学共通科目に関わる基本方針、教育課程の運営・管理並びに必要な調整に関する事項等を審議している。

各学部学科は、収容定員数及び授与する学位の種類、取得できる資格に応じ、必要な専任教員数を配置している。また、大学、短期大学部学則第9条で教職員の組織、第11条で「教授会」等の会議について規定しているほか、各種委員会等設置規程に基づき、教育・研究組織の適正な運営ができる体制を整備している。教育研究組織は、使命・教育目的及び教育目標と整合するよう構成し、運営している。

▶エビデンス

- 【資料 1-2-①】 第二期中期計画
理事会議事録
- 【資料 1-2-②】 本学ウェブサイト
- 【資料 1-2-③】 第二期中期計画
第二期中期計画管理表
- 【資料 1-2-④】 教学委員会規程
- 【資料 1-2-⑤】 本学ウェブサイト

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標に基づいた3つのポリシーは、継続的な検証が必須であり、アセスメントポリシーを策定し、中期計画を通してさらに明確に反映させていく。

[基準1の自己評価]

本学は、建学の精神と教育理念を踏まえ、学部学科、研究科専攻毎に教育目的を学則等で明文化できている。これらはいずれも本学の特色を明らかにするものであると同時に、学校教育法第83条第1項に規定されている大学の目的にも沿っている。本学はこれらの教育理念や教育目的等を大学ウェブサイトや大学案内パンフレット等を通して社会に広く公表できている。又、各種委員会・会議を通し学内の教職員にも周知できている。

本学は教育理念や教育目的の更なる実現に向けて、「第二期中期計画」を策定し、重点的に取り組む課題を設定しながら諸施策を遂行している。それに関わる活動状況については、本学ウェブサイトや大学報等の刊行物を通して社会への発信にも努めている。

以上のことから本学は、「基準1.使命・目的等」の趣旨を満たしているとは評価できる。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1をおおむね満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、広く知識を授けると共に深い専門性を教授研究して人格の完成に努め、高い知性を有する社会的な人材の育成を目的としている。

教学委員会を中心に3つのポリシーを全面的に見直した。アドミッション・ポリシーは、大学・学部・学科とも文部科学省が定める学力の三要素、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」をもとに策定し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、本学が入学志望者に求める「入学までに必要な知識・技能や能力、目的意識、意欲」について示した。アドミッション・ポリシーには大学での学修期間だけでなく、自立した社会人像も意識した内容も含まれており、自身の将来をイメージしやすくなっている。更に、アドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するため、入学者選抜の種別毎に「入学者選抜の基本方針」を定めている。

アドミッション・ポリシーは、「大学案内」、「選抜要項」、本学ウェブサイト等により公表するとともに、オープンキャンパス、学外主催の進学ガイダンス、高等学校進路指導担

当教員向け入試説明会、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等に対し、具体的に説明・周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を獲得するための入学者選抜として福祉学部4選抜（一般選抜、学校推薦選抜、指定校推薦選抜、総合型選抜）、大学院4選抜（一般選抜、社会人選抜、社会人推薦選抜、内部進学者選抜）、短期大学部4選抜（一般選抜、学校推薦選抜、指定校推薦選抜、総合型選抜）を実施している。

これは大学で学ぶに相応しい一定の学力を備えているかを学力試験で判定し、また、すべての入学者選抜において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生かどうかを総合的に評価している。

大学院は社会に出た後に仕事をしながら学ぶことができるように、開講時間や修業年数などに便宜を図り、現職者にも開かれた大学院であるよう工夫している。

本学の入学者選抜方法及びアドミッション・ポリシーは次の通りである。

○福祉学部 入学者選抜方法

本学部では、一般選抜、学校推薦選抜、指定校推薦選抜において学力試験と面接を行い、総合型選抜においては、2回の面談と小論文試験を課している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科のアドミッション・ポリシーに適う人物であるかを丁寧に確認している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【福祉心理学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す者を募集する。

入学前に身につける能力・素養

1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

2. 思考力・判断力・表現力などの能力

- (1) 現代社会に関心を持ち、物事を筋道立てて考えることができる。
- (2) 課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

3. 主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度

- (1) 自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。
- (2) 他者を尊重することができる。
- (3) 他者と協力して課題に取り組むことができる。

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を入学者選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学者選抜において評価する。

【こども学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来保育者を目指す人を募集する。

1. 知識及び技能

- (1) 専門科目を学ぶために必要な「音楽」、「家庭」の基礎的な内容を理解していること。
- (2) 読解力や語学力の基礎となる「国語」を通して、聞く、話す、読む、書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。また、実務的な計算能力があること。

2. 思考力・判断力・表現力等

子どもや子どもの環境に関する問題について、知識や情報を基に論理的に考察し、判断したり、行動したりすることができること。

3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

子どもや子どもの環境に対する強い興味と関心を持ち、将来、保育者として子どもの福祉に貢献したいという意欲がある。学修課題に積極的に取り組み、主体的に学ぶことができること。

以上のような入学者を選抜するために、本学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある人を、あらゆる地域から迎え入れ、筆記試験（小論文を含む）、面接、書類審査等を取り入れた多様な入学者選抜を実施する。

○大学院 入学者選抜方法

学生募集要項に記載された提出書類をもとに、研究科内に設ける「研究科委員会」で申請書類を審査し、4 選抜（一般選抜、社会人選抜、社会人推薦選抜、内部進学者選抜）を実施している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【臨床心理学専攻】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、広く地域に根差し、自らの高い知識と高度な技能を生かして社会に貢献しようとする学生、高度な専門性を発揮するために、公認心理師国家試験受験資格や臨床心理師受験資格の取得を目指している学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

1. 知識・技能

- (1) 本学大学院の専門的な教育の基礎となる、学部卒業水準の臨床心理学及びその周辺領域に関する知識・技能。
- (2) 本学大学院での学修に必要となる高度な論理的思考力・判断力・表現力
- (3) 本学大学院での学修を身に着けるための主体性・協働性

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学大学院で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる学部卒業水準の知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性を入学者選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を入学者選抜において評価する。

○短期大学部 入学者選抜方法

本学短期大学部では、一般選抜、学校推薦選抜、指定校推薦選抜において学力試験と面接を行い、総合型選抜においては、2回の面談と小論文試験を課している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科のアドミッション・ポリシーに適う人物であることを丁寧に確認している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【保育学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality(思いやり)の体得に努め、将来の保育者として探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、保育学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、および主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、保育学科の入学者選抜において評価する。

【食物栄養学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity (真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality (思いやり) の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集します。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・食物栄養学科では、さらに自然科学系教科の基礎知識が必須であり、高等学校卒業程度の化学・生物学・数学の基礎力
- ・やり始めたことは最後まで責任を持って成し遂げる、忍耐力・精神力・責任感・体力
- ・食を通して地域社会に貢献するために、学び続けようとする強い熱意

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を選抜において確認する。
- ・全ての選抜において、出身校の調査書、小論文、面接をもとに選抜を行なう。推薦選抜では小論文、面接を重点に置いて選抜を行い、総合型選抜、一般選抜は3つの要素をもとに選抜を行う。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、各学科の入学者選抜において評価する。

【情報ビジネス学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)とHospitality(思いやり)の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・状況の変化に対応できる柔軟性・粘り強さ

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、入学者選抜において評価する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、良好な教育環境を確保するために、入学定員に沿った適切な学生数を維持す

福島学院大学

るように努めている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり6月まではオープンキャンパスをWEB上で展開、また個別相談会もオンラインで行うなど、遠隔での学生募集活動を行った。7月以降の夏季期間は毎週末に少人数制の対面式オープンキャンパスを開催、感染予防を講じながら学生確保に努めた。

学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、以下の通りである。

学部・学科等の学生数の状況

令和2年5月1日現在

大学院・学部・学科		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
福祉学部	福祉心理学科	70	81	280	237
	こども学科	40	39	160	142
	大学計	110	120	440	379
大学院心理学研究科	臨床心理学専攻	7	7	14	17
	大学院計	7	7	14	17
短期大学部	保育学科	150	74	300	210
	食物栄養学科	50	26	100	50
	情報ビジネス学科	60	33	120	91
	短大計	260	133	520	351

収容定員充足率

毎年度5月1日現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉学部	64%	69%	72%	75%	76%	86%
短期大学部	62%	66%	73%	78%	79%	68%

▶エビデンス

- 【資料2-1-①】 本学ウェブサイト
- 【資料2-1-②】 選抜要項
- 【資料2-1-③】 本学ウェブサイト

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーに則した教育改革・改善を実施し、実質化に向け全学的な改善を行っていく。特にアドミッション・ポリシーに関しては、学力の3要素を踏まえた入学者選抜につながるための議論を深め、編入学や社会人入試制度の拡充を視野に入れて入学者選抜実施体制、実施方法などを審議していく。

学部においては一定の学生数が維持されているが、短期大学部における入学者減少傾向

が認められる。諸所の状況を反映した結果ではあるが、学生獲得に向けて多方面からの考察と施策が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、次のとおり教員と職員の協働による学修支援体制を整備している。

教員体制

・入学前教育

入学予定者に対し、学科毎の特別講座の開講、課題を課し添削指導を行うなど、入学予定者の学修意欲を高め、入学後の大学教育に円滑に適応できるよう指導している。

・入学後オリエンテーション

入学後の学修体制を可能な限り早期に支援するために、教職員によるオリエンテーションを開催し、大学生活への円滑な移行を助けている。

・学部・学科(クラス)

学科毎に「科内会議」を設置し、学生の単位取得状況、成績分布状況等を確認することによって、各学科での学修指導に活用している。また、全学生は学科毎に組み分けられたクラスに所属し、各クラスにはそれぞれ「クラスアドバイザー」がおかれ、学修方法をはじめ学生の様々な相談窓口となっている。

・学科は資格課程に関するオリエンテーションやガイダンスを行い、これらを通じて本学での学修に必要な履修指導と学修指導を行っている。

・演習・実習科目が多い福祉学部福祉心理学科、こども学科、短期大学部保育学科の教育課程の特徴に合わせ、授業支援のための事務組織として実習指導室を設けている。

職員体制

大学生活全般の窓口として学生支援課（各種奨学金等に関する業務、キャリア支援も含む）を設置している他、学修を支援するための事務組織として教務課を設けている。学生支援課の下には、医務室を設け、心身健康相談等を通じた、学生の学修支援を行っている。又、令和2年度より学生相談カウンセラーを配置し希望学生や障害のある学生の相談業務を実施している。

教務課は学科教員と協働し、半期毎学科学年毎に履修登録説明会を開催するとともに、全学生からの個別履修相談も受け付けている。履修登録確認や学生個人の時間割や出欠状況照会、成績照会等を行うことが可能である。

実習指導室には専任職員を配置し、教員との密接な連携の下、学生及び外部機関との連絡調整等、教員のサポート体制を整備している。

本学の学修支援体制一覧

課室名	主な学修支援内容
学生支援課	様々な背景により学業不振となっている学生の相談 安全・安心な学修環境整備として各種奨学金に関する相談、ハラスメント相談 心理臨床相談センターとの連携による心のケア 学生相談カウンセラー配置による個別相談
教務課	学籍（進級・卒業、休学・退学、復学）に関する相談・諸手続きに関する支援、履修に関する相談 授業時間割、試験・補講・再試験日程の調整 教室の配当、利用予約の受付、利用状況の管理 教室の情報機器の操作説明
福祉学部福祉心理学 科実習指導室	実習指導担当教員と専任職員の連携による実習系科目学修支援
福祉学部こども学 科・短期大学部保育学 科実習指導室	実習指導担当教員と専任職員の連携による実習系科目学修支援
図書館情報センター	図書館利用についての説明 図書館利用の促進

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、障がいのある学生の支援に関してガイドラインを定め、受験希望者や本学に在籍する学生に対し、支援に関する指針を示している。

また、学生に対する日常的な学修相談や学修支援を目的に、全専任教員が年間を通して「オフィスアワー」を設定し、本学ウェブサイト上の教員プロフィール欄と各研究室前にその時間帯を公表している。また、本学は少人数制による教育を行っており、卒業研究、卒業制作やゼミナールの指導体制においても、教員が学生個々の状況を把握することを可能としている。本学では、こうした学生と教員との関係の中で、学生への日常的な学修相談や学修支援が行われている。

本学では、学生が退学・休学を希望する場合、本学所定の書式に事情を添えて学長に願い出ることにしており、これらの書類を学長・学部長・学科長・研究科長及びその他関係教職員が事前に目を通した上で、教授会で学籍異動として審議される。退学・休学に至る事情は様々であるが、所定書式（退学願/休学願）の提出に際し、学生には事前に学科クラスアドバイザーとの面談を義務付けており、教員から事情に応じた指導・助言を行う機会

を確保することで、学生が1人で悩んだり、決断することが無いよう配慮している。その他にも、大学院附属施設である心理臨床相談センターとも連携し、心のケアも含め日常的な各種学生相談を通してきめ細かく対応し、また改善に努めている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言が全国で発令された。4～5月は、学生には自宅待機を要請したが、遠隔授業により学修機会の確保に努めた。自宅での学修環境を整備するため、全学生に一律1万円を支給、また学内の遠隔授業支援体制を確立、オンデマンド、オンライン及び課題提供等の各種授業が円滑に進むよう、学生はもちろん、非常勤を含む教員への支援も行った。

▶エビデンス

- 【資料 2-2-①】 業務組織規程
学生生活ガイドブック
- 【資料 2-2-②】 本学ウェブサイト
学生生活ガイドブック

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備に関する改善・向上に関しては、教学系の事務部門を中心に、体制の強化を図っていくとともに、TA については学修支援の一環として検討を進める。

また、「教学委員会」や「FD 委員会」を中心に教育の質向上を目指し、シラバスの組織的検証と改善の取り組みを実施していく。

入学後、学生支援の一環として語学科目などについてはプレイスメントテストを導入し、学生の学修意欲向上に努めていく。

新たに設立した IT 管理運営委員会において、コロナ禍における学修機会の確保及び環境の整備について改善を進める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

多様なキャリア教育を推進するために、教育課程でのキャリア教育科目やクラスセミナーでの具体的な就職指導の他、地域連携などの学外活動を通してキャリアアップを促している。結果として実際の就職につながる資格取得について成果をあげていると評価する。

○教育課程内

本学では、所定の課程を履修し単位を取得した学生には、以下の免許状又は資格を取得することを可能としている。

福島学院大学

福祉学部福祉心理学科	社会福祉士（受験資格）、精神保健福祉士（受験資格）
福祉学部こども学科	幼稚園教諭一種免許状、保育士資格
短期大学部保育学科	幼稚園教諭二種免許状、保育士資格
短期大学部食物栄養学科	栄養士
短期大学部情報ビジネス学科	ビジネス実務士、情報処理士

各学科のカリキュラムには、上記資格取得のためのキャリア教育科目が整備されている。また、情報ビジネス学科では、教育課程内での学生の社会的・職業的自立に関する指導の一環として、インターンシップ活動に対して単位認定をしている。

○教育課程外

教育課程外での学生に対する進路・就職に関する指導及び支援としては、学生支援課と学科キャリア支援室長及び担当教員を中心に以下の通り体制を整備し、支援を行っている。

- ・各キャンパスにキャリア支援資料室をおき、学生用コンピュータ端末を設置するとともに、就職関連書籍を取り揃え、インターネットの利用や、求人票、関連書籍・情報誌の貸出し・閲覧など情報収集のための環境を整えている。
- ・学生支援課、学科にキャリア支援担当教職員を配置し、日常的に学生の進路形成に関する相談、助言を行う進路相談を行っている。進路相談は、学生とのコミュニケーションを重視するとともに、個々のニーズに応えるために、個別面談方式で行っている。

以下のキャリア教育・支援イベントを学科毎に開催しており、概要は以下の通りである。

【福祉心理学科】

開催日	内容	対象
7月	WEB 就活セミナー(本学ホームページに動画をアップロード)	4年
7/14	学内合同企業説明会①(5社)	4年
7/21	学内合同企業説明会②(4社)	4年
7/30	「スタートアップ講座・インターンシップ講座」(マイナビ)	3年
10/8 ～15	「就職活動に関する基礎講座:本学履歴書用紙の書き方」	3年
10/22	「キャリアサポーター制度活用講座」	3年
11/19	「医療福祉学生のための就活スタートアップ講座」(マイナビ)	3年
1/13	「職業適性検査」	2年
1/20	「模擬試験(筆記)」	2年
1/27	「模擬試験(作文)」	2年
2/2	「選考対策講座」(マイナビ)	3年
3/25	ハローワーク登録会	3年

【こども学科】

開催日	内容	対象
7/1	就職指導「キャリア形成、公務員試験について」	2年
7/3	就職指導「筆記試験・面接対策について」	4年
7/10	就職指導「求人情報・夏季協業中の就職活動」	4年
7/17	就職指導「就職活動の進め方・就職サイトへの登録の仕方」	3年
7/24	就職指導「夏季休業中の就職活動について」	3年
7/28	就職指導「キャリア支援資料室の活用方法について」	1年
10/23	就職指導「現在の求人情報・就職活動について」	4年
10/30	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー①」	3.4年
11/13	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー②」	3.4年
11/20	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー③」	3.4年
11/27	就職指導「内定者への指導・未内定者の今後の活動」	4年
11/27	就職指導「就職適性検査」	3年
12/ 2	就職指導「公務員試験対策について」	2年
12/ 4	就職指導「自己分析について」	3年
12/18	就職指導「就職活動を始める前に」	1年
12/25	就職指導「就活のためのエチケットマナーについて」	3年
1/ 8	就職指導「児童福祉施設等の就職について」中止	3年
1/ 8	就職指導「社会人になるにあたって」	4年
1/15	「就職模擬試験」	3年
1/27	「福島県私立幼稚園教諭就職セミナー」	2年
2/ 5	就職指導「作文模擬試験」	3年

【保育学科】

開催日	内容	対象
10/9	現在の求人状況・就職活動について	2年生
10/23	福島県私立幼稚園・認定こども園教諭就職セミナー	2年生
10/30	福島市認可保育施設紹介セミナー	1・2年生
10/31	ご家族就職個別相談会	1・2年生
11/13	福島市認可保育施設紹介セミナー	1・2年生
11/20	福島市認可保育施設紹介セミナー	1・2年生
11/27	就職適性検査	1年生
12/4	ハローワーク・マイナビ「登録会」	1年生
1/ 8	就職模擬試験（一般常識）	1年生
1/15	就職模擬試験（作文）	1年生
1/15	内定者への指導、未内定者への今後の活動について	2年生

福島学院大学

【食物栄養学科】

開催日	内容	対象
4/17	自己分析	2年
4/24	学内合同企業説明会(4社)	2年
5/16	企業研究	2年
5/23	筆記試験対策	2年
5/30	面接試験対策	2年
6/27	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(病院管理栄養士)	2年
7/10	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(学校管理栄養士)	1年
7/18	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(福祉施設管理栄養士)	2年
7/25	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(学校管理栄養士)	2年
10/3	これからの就職活動、内定者の今後について	2年
10/24	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(食品メーカー)	1年
10/24	栄養士実力認定試験対策「給食管理・栄養指導論」	2年
10/31	栄養士実力認定試験対策「生化学・食品衛生学・食品学概論・栄養学総論」	2年
11/8	栄養士実力認定試験対策「食品学各論(食品加工学を含む)」	2年
11/14	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(病院管理栄養士)	1年
11/15	栄養士実力認定試験対策「臨床栄養学・公衆栄養学」	2年
11/21	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(福祉施設管理栄養士)	1年
11/22	栄養士実力認定試験対策「試験問題の自習とまとめ」①	2年
11/29	栄養士実力認定試験対策「試験問題の自習とまとめ」②	2年
1/24	これからの就職活動、社会人になるにあたって	2年

【情報ビジネス学科】

開催日	内容	対象
通年	学科キャリア支援担当教員による就職相談及び面接指導(随時)	2年
後期	筆記試験対策講座(英語、数的推理、政治経済)	1年
4/2	オンライン就職ガイダンス及び合同企業説明会(3社)	2年
5~6月	ゼミ担当教員による個別面談(全員対象)	2年
6月	学科教員全員による個別面談(全員対象)	1年
6/22	ハローワーク就職セミナー「地元企業の採用動向と面接対策」	2年
6/29	学内合同企業説明会(8社)	2年
9月	インターンシップ(職場体験実習)履修者24名	1年
10/31	ご家族学生就職説明会	1年 保護者
11/2	キャリアガイドブックを活用した自己分析①	1年
11/16	キャリアガイドブックを活用した自己分析②	1年
11/30	キャリアガイドブックを活用した自己分析③	1年

12/7	適性検査	1年
12/14	就職模擬試験(一般常識)	1年
12/21	就職模擬試験(作文)	1年
1/25	ハローワーク就職セミナー「履歴書の書き方、応募書類の準備について」	1年
1/21	ハローワーク見学・研修会	1年
1/25	進路未決定者に対する個別面談・指導	2年
通年	学科キャリア支援担当教員による就職相談及び面接指導(随時)	2年

【全学科】

- 6月 公務員ガイダンス、公務員対策模擬試験、保育士模擬試験
- 8月 基礎学力養成講座(全5回)
- 10～11月 公務員試験対策講座(全5回)
- 2月 ジョブカード活用による自己分析、就職模擬試験、学内合同企業説明会(16社)

▶エビデンス

- 【資料 2-3-①】 業務組織規程
学生生活ガイドブック
本学ウェブサイト

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の卒業後の進路は、学部から大学院への進学、短大からの編入学、就職など多岐にわたるため、多様な進路選択に対応可能な支援体制を引き続き整備していく。

就職に関しては、学生支援課と学科キャリア担当教員が連携して、学生や求人に関する情報を共有する等、支援体制の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活全般にわたる事項を扱う組織として、学生支援課及び学生指導委員会を設置し、両組織が連携して学生生活安定のための各種支援を行っている。

学生支援課では、学生に対する日常的な窓口対応を通じて、各種手続きの支援を行うほか、アパート等の住居情報の提供やアルバイト、ボランティア情報の提供など、学生生活安定のための多様な支援を行っている。また、学生支援課の下に医務室を設け、また大学院附属の心理臨床相談センターと連携し、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した

学生生活を送ることができるよう支援に努めている。学生生活に関する重要な情報は、本ウェブサイト上に掲載するとともに、学内に掲示、学生に配布している。

その他、本学が行っている学生生活の安定のための支援は、以下の通りである。

- ・日本学生支援機構奨学金については、学生支援課が申請に関する手続きを行っている。また福島県保育士修学資金など各種奨学金については、学生支援課がきめ細やかな相談対応や指導を行っており、その結果、多数の学生が受給している。
- ・「福島学院大学学長特別奨学金授与規程」に則り、学業成績が優秀と認められる福祉学部3・4年生に給付する「学長特別奨学金」の運用を行っている。
- ・学友会については、学友会室を提供している。学友会によって運営されるのぎく祭（令和2年度はコロナウイルスの影響で未実施）に対しては、学生支援課が対応し、実施を支援している。
- ・医務室では、学生が入学時に提出する健康調査票の記載内容や、定期的に実施する健康診断の結果を基に、学生の健康管理にあたっている。また、看護師が学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・ケガに対する応急対応を行い、医師による診察や治療が必要な場合には案内をしている。更に学生の健康管理について注意を喚起するために、「医務室ニュース」を定期的に作成し、学生に配布している。
- ・福島駅前キャンパスにある大学院附属の心理臨床相談センターでは、学生一人一人が健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう、臨床心理専門のカウンセラーが対応に当たり、具体的な対処方法や問題解決方法をアドバイスしている。学生本人のみならず、家族の利用も可能であり、学生の日常生活を支える家族に対しても健康面を支援することで、直接的手段だけでなく間接的手段を含めた総合的な学生支援を可能としている。
- ・学生支援課では、日常的な窓口対応を行っており、学生からの相談内容によっては、教員や関連科課室との連携を図りながら親身な対応を心がけている。また、学生生活を送る上での必要事項やトラブルを防止するための注意事項等を記載した「学生生活ガイドブック」を作成し、学生に配布している。
- ・学生支援課では、地域の警察署の協力の下、学生対象に防犯、交通安全、薬物の問題等の講座を開催し、学生に注意を促している。
- ・学生からの相談によりハラスメントに関する疑いが生じた場合には、学生支援課が学生に寄り添った支援を行いながら、中立的立場である「教職員と学生間における差別とハラスメント防止委員会」「学生間における差別とハラスメント委員会」が相談内容に応じて対応する体制となっている。

▶エビデンス

- 【資料 2-4-①】 業務組織規程
学生生活ガイドブック
本学ウェブサイト

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに関する改善・向上に関しては、多様化する学生への対応と学生サービスの向上を本学にとっての重要課題の 1 つととらえ、「学修行動と学生生活に関する実態調査」の結果等を活用して実状の分析を行いながら、学生サービスの一層の充実を図る必要があると認識している。

「福島学院大学第二期中期計画」（令和元年度策定）において、「学生第一」を理念の 1 つとして掲げている。その理念の下、学生生活からキャリア支援まで学生への手厚い多面的支援体制の構築を行っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 をおおむね満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の宮代キャンパスは、福島市の中心から北東に 8 km のところ、阿武隈急行線・福島学院前駅から徒歩 1 分に位置する。豊かな自然に囲まれた環境は、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ支援するのに適した立地である。福島駅前キャンパスは、JR 福島駅から徒歩 5 分に位置し、わらじまつりや七夕まつり等、福島市中心市街地で開催される地元催しに積極的に参加する等、地域交流や活動での社会貢献ができる環境である。

校地及び校舎は、両キャンパスとも大学・短期大学部が共用で、校地面積合計 35,409.41 m²、校舎面積合計 23,135.5 m²、グラウンド面積 6,423 m²であり、大学設置基準が定めている必要面積の倍以上を確保している。

本学の校地及び校舎

キャンパス	校地面積	校舎面積
宮代キャンパス	30,958.78 m ²	14,524.51 m ²
福島駅前キャンパス	1,129.81 m ²	6,893.10 m ²
合計	32,088.59 m ²	21,417.61 m ²

定員

学部	学科	入学定員		収容定員	
大学院心理学研究科	臨床心理学専攻	7	7	14	14
福祉学部	福祉心理学科	70	110	280	440
	こども学科	40		160	
短期大学部	保育学科	150	260	300	520
	食物栄養学科	50		100	
	情報ビジネス学科	60		120	
合計		377		974	

※設置基準上必要とする校地面積 収容定員合計数 974 人 × 10 m² = 9,740 m²

※設置基準上必要とする校舎面積 合計 8,870 m²

・大学設置基準

福祉学部（社会学・社会福祉学関係） 3,470 m²（収容定員 800 人まで）

・短大設置基準

保育学科（教育学・保育学関係） 2,850 m²（収容定員 300 人まで）

食物栄養学科（家政関係） 1,250 m²（収容定員 100 人まで）

情報ビジネス学科（経済学関係） 1,300 m²（収容定員 200 人まで）

【宮代キャンパス学内校舎等の配置図】



- ①本館(カーサ・ビアンカ)
- ②音楽館(カーサ・ムジカ)
- ③ジョージアハウス
- ④図書館情報センター
- ⑤のぎく館
- ⑥カーサ・フローラ
- ⑦認定こども園
- ⑧体育館
- ⑨イネーブルガーデン
- ⑩カーサ 20
- ⑪カーサ 21
- ⑫すみれ館
- ⑬クレフォートハウス
- ⑭温室
- ⑮工芸棟
- ⑯ほっとぷれいす
- ⑰食栄館
- ⑱ハウスグリンデルワルト、
グリンデルコーナー
- ⑲しらゆり館
- ⑳サイクルハウス

【宮代キャンパス学内校舎の概要】

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
本館 カーサビアンカ	2,654.94 m ²	鉄筋コンクリート造 4階建	1階には総務課、2階には理事長室・教務課・経理課・人事課・経営企画室がある。3・4階はアクティブラーニングや大人数収容できる教室がある。バリアフリー対応。
音楽館 (カーサ・ムジカ)	819.45 m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造3階建	音楽教育用の施設。エアコン完備のピアノ個室18室の他、電子ピアノやキーボードも多数設置。ギター等器楽系演奏教室もある。
ジョージアハウス	218.77 m ²	木造3階建	入学課がある。学生募集の対応をしている。
図書館情報センター	2,059.78 m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造6階建	約7万冊蔵書がある。2Fラウンジでは読書や談話ができる。4Fはアクティブラーニング用教室。バリアフリーに対応している。
のぎく館	902.38 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	学生食堂と売店がある。
カーサ・フローラ	2,145.13 m ²	鉄筋コンクリート造 地階付2階建	千葉記念ホールは321名収容の多目的ホールで発表会、講演会等に利用している。食物栄養学科の給食管理実習室がある。 スペイン広場は学生の昼食や会食の憩いの場として利用している。 リハーサルルームは体育実技やダンス系のクラブ活動に利用している。
認定こども園	2階大学分 室70 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	同法人運営。地域の乳幼児170名が保育・教育を受けて生活。こども学科・保育学科の教育実習の場でもある。
体育館	1,034.15 m ² (研究室16.2 m ²)	鉄骨造平屋建	体育実技の授業のほか、バスケットボールやバレーボールなどのクラブ活動に利用されている。
カーサ20	661.21 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	保育演習・実習室がある。バリアフリーに対応している。
カーサ21	1,444.82 m ²	鉄筋コンクリート造 4階建	コンピュータネットワーク完備の情報教育用施設。バリアフリーに対応している。

福島学院大学

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
すみれ館	1,241.04 m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造 4 階 建	こども学科・保育学科の実習指導室、キ ャリア支援室の他、教員研究室がある。
クレフオート ハウス	214.55 m ²	軽量鉄骨造 2 階建	管理部門、教員研究室がある。
工芸棟	289.08 m ²	軽量鉄骨造 2 階建	2 つの工芸教室があり、美術系の授業な どで利用。
食栄館	1,094.18 m ²	鉄骨造 2 階建	食物栄養学科を中心とした実験実習棟。 1Fには調理を学ぶ実習室が 2 つと研究 室がある。2Fには理化学実験室と食品 加工実習室がある。
ハウスグリーンデ ルワルト	268.6 m ²	木造 2 階建	学生支援課、医務室、学生相談室があ る。奨学金、アルバイト、アパート紹介 等、学生生活の各種相談に応じている。
しらゆり館	691.52 m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造 2 階 建	1Fにはキャリア支援資料室と教員研究 室、2Fには AV 機器完備の教室があり、 映像を利用した授業やディベート等を行 う授業に利用している。

【福島駅前キャンパス学内校舎の概要】

フロア	構造・規模	概要
6F	教室 4～8、談話室、 図書室、自習室	福祉や心理の専門書を中心に約 1 万 3 千冊を蔵 書。学生だけでなく地域の方にも貸し出しを行っ ている。自習室には机を 28 台設置し勉学に集中 できる環境を整備している。
5F	教室 3、セミナールーム、事務室、 実習指導室、キャリア支援担当室、 キャリア支援資料室	福祉心理学科実習指導室や事務室、キャリア支 援資料室がある。求人など就職関係資料の閲覧 ができる。事務室では教務・学生生活の相談が できる。
4F	カウンセリング実習室、演習室 1・2、 グループワーク実習室 1・2、心理系 科目演習室、医務室、学生相談室	心理学に関する実験、データ分析方法等を学べ る教室がある。
3F	大学院附属心理臨床相談センター	精神科医、臨床心理士、カウンセラー等のスタッ フが発達・情緒障害のある児童・生徒・その家族 の相談に応じる精神保健相談施設。
2F	教室 1・2、PC 実習室 1・2、PC サポ ートルーム、談話室	情報ビジネス学科のデザイン系授業で使用する コンピュータ(Mac)を設置した実習室がある。

フロア	構造・規模	概要
1F	ラウンジ兼イベント用オープンスタジ オ、ホールギャラリー、談話室	ラウンジにはステージとフルオートライティング、カラオケシステムを装備。学校行事で広く利用できる。
1F		ギャラリーには期間限定で情報ビジネス学科の学生の制作物が展示される。
B1F	ロッカールーム、スポーツルーム、 学友会室	学生のための福利厚生スペース。

運動用には、宮代キャンパス内に6,423㎡のグラウンドがあり、夜間照明灯4基、ソフトボール用バックネット、サッカー用ゴール1組を備え、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積・設備の運動場を有している。

また、宮代キャンパス内には1,034㎡の体育館があり、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積を有している。

○教育研究環境の管理と整備について

- ・施設設備の維持管理のための規程として、福島学院調達規程、福島学院経理規程、福島学院固定資産及び物品管理規程、資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領などの規程を整備している。
- ・財務諸規程における物品等管理に加え、宮代キャンパス教室等使用規程、体育館使用細則、カーサフローラ利用規程、カーサフローラ利用心得、のぎく館利用規程、福島駅前キャンパス教室等使用規程などの諸規程に従い施設の維持管理に努めている。
- ・全体の施設管理は、総務課が担当している他、消防設備、空調設備、電気設備、エレベーターの保守点検、建築設備の定期点検、演習・実習授業に関わる排水処理施設の維持管理については、関係法令を遵守しながら日常点検及び定期点検を実施し、管理・保守等を行っている。また、施設設備のメンテナンスは、長期休業期間中に実施している。なお、学内清掃業務等については、外部専門会社に業務を委託している。
- ・防災・防犯対策のための諸規則としては、福島学院大学宮代キャンパス防災計画「宮代キャンパス防災組織編成、宮代キャンパスにおける地震対応指針、福島駅前キャンパス防災計画、福島駅前キャンパス防災組織編成、駅前キャンパスにおける地震対応指針」を制定し防災・防犯対策に努めている。
- ・建物の耐震補強はすべて完了しており、両キャンパス全ての校舎が耐震性を有している。
- ・宮代キャンパスにおいては、年1回防災避難訓練を実施している。さらに防災・防犯対策として教職員全員に折り畳み式ヘルメット、懐中電灯、催涙スプレーを配付している。防犯訓練は、年1回を実施し、刺股等防犯グッズの取り扱いなど防犯技術の向上に努めている。また、普通救命救急講習会も年3回実施し、全教職員に2年間に1度の受講を義務付けている。
- ・駅前キャンパスにおいては、近隣商店街と連携して防災避難訓練を年1回実施して

いる。さらに折り畳みヘルメットや防犯グッズを館内各所に設置して防犯対策に努めている。宮代キャンパス同様、防犯訓練、普通救命救急講習会を実施し、緊急対策に努めている。

- ・両キャンパスには、防災備蓄品として、食糧、飲料水、防寒シートや簡易トイレなどを備えている。
- ・防犯対策としては、両キャンパス共夜間及び休日などにおける警備は、外部警備会社に機械警備、巡回警備などを委託している。宮代キャンパスでは平日朝 6 時 30 分から夜 10 時 30 分まで構内の警備を外部会社に委託し警備員を配置している。駅前キャンパスでは館内各所に監視カメラを設置し警備室で監視している。
- ・コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、両キャンパスともネットワークの外部接続点にはファイアウォールにより外部からの侵入に対するセキュリティ対策を行っている。特に、市街地に位置し学外者の出入りが多い駅前キャンパスでは、認証 VLAN システムを導入し不法な LAN 利用を防止している。また、キャンパス内の LAN に接続するパソコン類には全てセキュリティ対策ソフトウェアのセットアップを施している。
- ・関係省庁の通達を踏まえ、省エネルギー対策及び地球環境保全対策に取り組んでいる。教室などの冷暖房温度の設定値を定めている。館内照明の間引き点灯、化粧室照明は人感センサーオンオフとするほか、不在時の消灯励行、不使用電気製品の主電源オフなどを「総務課ニュース」で全教職員に周知するほか、警備員が学内を巡視し徹底を図っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

○実習施設について

授業を行う教室は、各学科の教育課程編成・実施の方針に合致するよう講義室の他、各学科で目指す免許・資格取得用に演習室、実験・実習室を配置しており、授業内容に応じて適正な教室を配当している。講義・演習系の各教室には本学の推奨する「映像利用教育」実施のための機器を設置している。また、機器の定期点検を外部に委託し、機器の機能維持に努めている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行うための機器・備品を整備している。「情報機器操作」の授業及び実習用には、宮代キャンパスにパソコン教室を 2 室設け、パソコンを合計 84 台配置し、全て LAN 環境を整えている。駅前キャンパスにはデザイン用コンピュータ教室を 1 室設置しデザイン専用コンピュータ Macintosh を 29 台配置している他、各教室には学生の持ち込みノートパソコンや大学の貸し出しノートパソコンで LAN 環境が使えるように机に情報コンセントを整えるか、無線 LAN を準備している。

その他、演習、実験・実習室には各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた免許状・資格取得のために必要な機器備品を設置している。保育学科は、「子どもの保健」、「乳児保育」、「幼児と表現（音楽）」、「ピアノ演習」などの授業用に沐浴人形、ピアノ（電子ピアノ含む）などを整備している。食物栄養学科は、栄養士養成に必要な調理器具をはじめ、各種の分析用実験機器を整備している。

○図書館について

図書館に関する面積、蔵書数、座席数等に関しては、以下の通りである。

- ・ 本学の図書館は、宮代キャンパス図書館を本館とし、駅前キャンパス図書室を分館とする図書館情報センターがある。宮代図書館は、利用面積が約 2,000m²あり、地下1階地上5階の鉄筋コンクリート構造単独棟である。大小閲覧室(68席)や論文・レポート作成スペース、映像資料・インターネット利用室、自由学修ルーム、ディスプレイスペースなどの施設からなる。両図書館とも大学と短期大学の共用としているが、利用面積、席数、蔵書数等は十分な規模となっている。
- ・ 駅前キャンパス図書室は、6階建てキャンパスの最上階の一角にあり、利用面積は約 200m²ある。ノートPCが自由に使える自習室を含めて閲覧席は50席、インターネット利用端末は5台、新聞雑誌閲覧コーナー、映像モニターコーナーを設けており、資料検索や課題研究など勉学の場として使いやすいように環境を整えている。
- ・ 蔵書約8万冊、雑誌70種、新聞7紙、視聴覚資料など約4,500点を有しており、その蔵書情報は両キャンパス間に構築したネットワークを通して共有し、蔵書検索及び貸し出し・返却はどちらからも可能となっており、毎日1回キャンパス間を往復するシャトル便にてデリバリーサービスを提供している。
- ・ 図書館サービスとしては、レファレンスサービス、文献複写・相互貸借サービスの提供など、学内外からの依頼・受付が可能であり、教育・研究活動への支援、サポート体制が十分に機能している。また地域貢献の一環として登録制による一般市民への開放も行っている。(令和2年は新型コロナウイルス感染症対策のため、一般市民の利用は休止した。)
- ・ 図書の購入・廃棄に当たっては、図書館情報センター規程に基づき、学生や教職員など利用者からの推薦を含めて購入図書の選定システムや、蔵書点検の結果に基づく廃棄システムが確立している。参考図書・関連図書については、司書など館内職員による選定の他、教員からの推薦や学生からのリクエストを随時受け付け、参考図書専用の書架・コーナーを設置するなど整備・充実に力を入れている。
- ・ 令和2年度は一般の利用を中止、またSNSを活用し遠隔でリクエストや貸し出し希望を受け付けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、安全安心な学内利用を促進した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、計画的なキャンパス整備を推進し、学内のバリアフリー化や施設・設備の利便性向上を行っていると評価する。

宮代キャンパスは、授業で主に使用する本館、カーサ20・21の建物をバリアフリー化している。また、駅前キャンパスは、玄関スロープをはじめ、教室、エレベーター、障がい者用トイレなど全面的にバリアフリー化しており、車いす利用学生を受け入れている。施設設備への学生の意見は、全学学友会連絡会や学科学友会で意見・要望を汲み上げる仕組みがある。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、各学科の教育課程編制・実施の方針に基づき、履修人数と授業内容に適した教室配当を行っている。

▶エビデンス

- 【資料 2-5-①】 本学ウェブサイト
調達規程
経理規程
固定資産及び物品管理規程
資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス教室等使用規程
体育館使用細則
カーサフローラ利用規程
カーサフローラ利用心得
のぎく館利用規程
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス防災計画、防災組織編制
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス地震対応指針
業務組織規程
- 【資料 2-5-②】 本学ウェブサイト
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス教室等使用規程
図書館情報センター規程
- 【資料 2-5-③】 大学ウェブサイト
- 【資料 2-5-④】 宮代キャンパス・福島駅前キャンパス教室等使用規程

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備に関する改善・向上については「第二期中期計画」で掲げた重点事項を中心に、既存施設のメンテナンスやICT化の充実等を計画的に実行していく。また、「学修行動と学生生活に関する実態調査」等を参考に学生の満足度向上を目指し、「自己点検、評価委員会」及び「運営委員会」で検討、審議し、施設設備の改善に反映させていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析と検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げる仕組みと学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に関する取り組みについては以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。
- ・学科毎に「授業改善委員会」を設置し、学生代表から意見を汲み上げ、「科内会議」で分析・検討し改善に繋げている。
- ・半期毎に授業評価アンケートを実施し、学生の授業に関する意見や要望を把握し、「授業改善委員会」、「教学委員会」で教育活動の改善に向けた取り組みについて検討している。
- ・宮代、駅前両キャンパスに「授業改善意見箱」を設置し、投書された意見は学長から各学科へ伝達し、学科長が対応している。
- ・全専任教員がオフィスアワーを設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している。
- ・本学ウェブサイトで公開している「障がい学生支援に関する基本方針」に従い、学生支援課が窓口となり学生の要望を把握し、「障がい学生支援委員会」で教育的ニーズと本人の意思を十分尊重した上で、関係科課室と協議し、個別の支援計画を策定している。
- ・本学ウェブサイトに、教務課、学生支援課、学科の電話番号等を公開し、学生からの意見や質問を受け付けている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用に関する取り組みは以下のとおりである。

- ・「学修行動と学生生活に関する実態調査」を実施し、学生の実態や要望について把握し、学科及び学生支援で改善について検討している。
- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。(再掲)
- ・全専任教員がオフィスアワーを設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している。(再掲)
- ・本学ウェブサイトで公開している「障がい学生支援に関する基本方針」に従い、学生支援課が窓口となり申し出のある学生の要望を把握し、「障がい学生支援委員会」で教育上の必要性と本人の意思を十分尊重した上で、関係科課室と協議し、個別の支援計画を策定している。(再掲)
- ・本学ウェブサイトに、教務課、学生支援課、各学科の電話番号等を公開し、学生からの意見や質問を受け付けている。(再掲)
- ・全学生に配布している「ガイドブック」において、大学院附属施設の心理臨床相談センターや医務室、学生支援・キャリア支援課相談室について案内している。

- ・差別とハラスメント問題に対処するため「ガイドブック」において、窓口の案内や本学が実施する対策の概略について説明している。相談については学長の指名の学内委員と「差別とハラスメント対策委員会」が問題の解決について検討する。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。(再掲)
- ・全専任教員がオフィスアワーを設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している。(再掲)
- ・本学ウェブサイトにて、教務課、学生支援課、学科の電話番号等を公開し、学生からの意見や質問を受け付けている。(再掲)

▶エビデンス

- 【資料 2-6-①】 各種委員会等設置規程
学生生活ガイドブック
本学ウェブサイト
障がい学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-6-②】 「学修行動と学生生活に関する実態調査」
障がい学生支援に関する基本方針
学生生活ガイドブック
業務組織規程
- 【資料 2-6-③】 本学ウェブサイト

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

在学生からの各種アンケートや実態調査結果を経年で比較・分析したうえで、必要に応じた設問項目の見直しを行い、よりの確に学生の意見を汲み上げることが可能となるよう改善を図っていく。

また、学生からの意見・要望については、教学委員会、運営委員会などで把握・分析をおこない、内容実現の可能性を検証の上、適宜対応している。(資料編「学生アンケートによる評価」参照)

[基準 2 の自己評価]

学生が大学で学ぶために必要な学修支援(社会的・職業的自立支援、学生生活安定)に教職協働で取り組み、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善に向けて学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから本学は、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるとい

う求めに応じており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 をおおむね満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学・大学院及び短期大学部の目的、教育目標を定めるとともに、学部各学科、研究科が、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目的を定めている。学位授与については、学校教育法施行規則第 165 条の2に基づき、大学及び短期大学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーを本学ウェブサイト等で広く周知している。

なお本学では「学校教育法施行規則」第 172 条の2の「教育上の目的に応じ学生が取得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表」の遵守に努めている。

福祉学部のディプロマ・ポリシー

【福祉心理学科】

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士(福祉心理学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力:人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力:現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力:新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力:学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する

DP5. 実践力:対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

【こども学科】

本学の教育研究上の目的に基づき、こども学科における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（こども学）」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力・実行力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を協働により実現する力

DP5. 実践力：保育・教育の専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

大学院のディプロマ・ポリシー

【臨床心理学専攻】

大学院の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、大学院規則に定める修了に必要な条件を満たした者に対して修了を認定し、「修士（臨床心理学）」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間やその環境及びそれらへの対応に関する高度で幅広い知識を身につけ、広い視野から臨床心理学的問題について理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、臨床心理学的な課題を発見、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題について、エビデンスに基づく分析をおこない、理論を構築・展開する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者や状況理解に関する高度な視点と態度を持ち、今日的な課題に積極的に対応していく力

DP5. 実践力：専門性を実践するために必要な高度な知識・能力・技能を応用していく力

短期大学部のディプロマ・ポリシー

【保育学科】

保育学科の教育研究上の目的に基づき、保育学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(保育学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力：保育・幼児教育を学ぶ者として、人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：子どもの成長とそれを取り巻く現代社会に関心を持ち、保育・幼児教育や乳幼児の発達に関する課題を見だし、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：近年の子どもと子どもに関する社会等の新たな問題とその背景を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、子ども、保育者、保護者、地域の方々といった子どもの成長にかかわる他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：保育・幼児教育に関する専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

【食物栄養学科】

食物栄養学科の教育研究上の目的に基づき、食物栄養学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(食物栄養学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

【情報ビジネス学科】

情報ビジネス学科の教育研究上の目的に基づき、情報ビジネス学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(情報ビジネス学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：地域社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：ビジネスゴールの達成のために、多様な年齢層・立場の相手と円滑にコミュニケーションする力

DP5. 実践力：専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

▶エビデンス

福祉学部のディプロマ・ポリシー

【福祉心理学科】

【こども学科】

大学院心理学研究科のディプロマ・ポリシー

【臨床心理学専攻】

短期大学部のディプロマ・ポリシー

【保育学科】

【食物栄養学科】

【情報ビジネス学科】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 福祉学部

(ア) 単位の認定

学則第30条の2により、成績「A+」を評点100～90、「A」を89～80、「B」を79～70、「C」を69～60とし、C以上で合格、59点以下を「D」とし、不合格と定めている。なお、学生から評価について疑問がある場合は、学生受講規程第9条により、教務課又は担当教員に申し出ることで、当該科目担当教員は文書をもって回答するとしており、評価の公平性を図っている。

成績審査の方法は、中間試験、期末試験、レポート、作品、実技等教員の定めるところによって行うことを履修規程第7条に規定している他、教員授業実施規程第20条で、期末試験のみで成績評価してはならないことを規定している。

また、厳格な成績評価を行ったことにより、卒業できずに留年した場合でも、留年後1年間は、一定の条件内であれば授業料及び教育充実費を免除することを学則に定めている。留年2年目については、単位数に応じて設定している科目履修生の学費を適用することとしている。

入学前に他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等における学修については、学則第38条により60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなして単位を与えることができることとしている。

(イ) 成績評定平均点 (GPA)

成績評定平均点(本学独自のGPA)を定め、進級制限、卒業判定基準の他、実習科目の履

修条件や学生の表彰の基準にも活用している。

(ウ) 進級制限

学則第 40 条の 2 の定めにより、2 年次末までの取得単位 60 単位未満の者、GPA が 65 点未満の者のいずれかに該当する場合は、教授会の意見を聴き、3 年次への進級を認めないことがある。

(エ) 卒業認定及び学位授与の要件

学則第 49 条に卒業要件として 5 項目を定め、さらに学則第 50 条に、卒業の認定を受けた者に学士の学位を授与することを定めている。

科内会議においてすべての要件を満たしていることを判定した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定している。

(オ) 卒業認定に関する方針の公表

学則第 49 条に定める卒業認定要件、及び学則 50 条第 1 項の学位授与の要件を本学の卒業認定に関する方針とすることを学則第 50 条第 2 項に定め、入学案内等で公表している。

2) 大学院心理学研究科

(ア) 単位の認定

大学院規則第 24 条第 2 項に基づき、単位の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して評価基準をあらかじめ明示し、その基準に従って適切に行うこととしている。

入学前の修得単位については、大学院規則第 22 条により、学長が教育上有益と認めた場合は 10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなして単位を与えることができるものとしている。

(イ) 修了認定及び学位授与の要件

大学院規則第 37 条に定める修了に必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文の審査及び試験に合格した者について、研究科委員会の意見を聴き、修了を認定している。修士論文の審査は、3 名の審査委員(主査 1 名、副査 2 名)によって構成する審査会で行うこととしている。さらに修了の認定を受けた者で、教育研究及び人材育成の目的に適うと研究科委員会において認められた者に、修士の学位を授与することを大学院規則第 38 条に定めている。

3) 短期大学部

(ア) 単位の認定

学則第 29 条の 2 により、学修の成果にかかる評価及び卒業の認定基準について授業計画に記載して明示し、その認定については明示した基準に従い適切に行うこととしている。成績審査の方法は、中間試験、期末試験、レポート、作品、実技等教員の定めるところによって行うことを履修規程第 7 条に規定している他、教員授業実施規程第 20 条で、期末試験のみで成績評価してはならないことを規定している。

また、厳格な成績評価を行ったことにより、卒業できずに留年した場合でも、留年後 1 年間は、一定の条件内であれば授業料及び教育充実費を免除することを学則に定めている。留年 2 年目については、単位数に応じて設定している科目履修生の学費を適用することと

している。

入学前に他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等における学修については、学則第37条により30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなして単位を与えることができることとしている。

(イ) 成績評定平均点 (GPA)

成績評定平均点(本学独自の GPA) を定め、進級制限、卒業判定基準の他、実習科目の履修条件や学生の表彰の基準にも活用している。

(ウ) 進級制限

学則第42条の2の定めにより、1年次末までの取得単位数20単位未満の者、第1年次の成績評定平均点が65点未満の者のいずれかに該当する場合は、教授会の意見を聴き、2年次への進級を認めないことがある。

(エ) 卒業認定及び学位授与の要件

学則第51条に卒業要件として5項目を定め、さらに学則第51条の2に、卒業の認定を受けた者に短期大学士の学位を授与することを定めている。

科内会議においてすべての要件を満たしていることを判定した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定している。

(オ) 卒業認定に関する方針の公表

学則第51条に定める卒業認定要件を本学の卒業認定に関する方針とすることを学則第50条第2項に定め、入学案内等で公表している。

以上の通り、単位認定、進級基準、卒業認定及び修了認定基準等の厳正な運用については、学則及び大学院学則に明示された基準を基に厳正に行っている。

▶エビデンス

【資料 3-1-①】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
本学ウェブサイト
大学案内パンフレット
教務・履修ガイド

【資料 3-1-②】 本学ウェブサイト
学生募集案内

【資料 3-1-③】 教務・履修ガイド
学生募集案内
福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学部、大学院、短期大学部それぞれに、今後の取り組みとしては、各学科・研究科が取り組みを継続して行うとともに、GPA の活用方策の見直しを行い、アセスメントポリシー

に則して DP の検証評価を推し進める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 をおおむね満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学・大学院及び短期大学部の目的、教育目標を定めるとともに、学部各学科、研究科が、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目的を定めている。教育課程編成については、学校教育法施行規則第 165 条の2に基づき、大学及び短期大学部各学科、研究科のカリキュラム・ポリシーを策定している。これらのカリキュラム・ポリシーは「大学案内」、「教務・履修ガイド」、本学ウェブサイト等で公開して広く周知を図っている。

福祉学部のカリキュラムポリシー

【福祉心理学科】

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

1. 教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

2. 専門教育科目

・1～4年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

【こども学科】

こども学科は、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、次に掲げる体系的教育編成を構築している。

①総合力

保育士ならびに幼稚園教諭になるために必要な専門的知識、技能・技術を座学と演習、及び実習により学ぶ。乳幼児の保育・教育ならびに子育て支援、子どもや子育て家庭を取り巻く福祉問題など幅広い視野から理解できる思考力・判断力を身につける。

②問題発見・解決力

子どもを取り巻く環境の変化に関心を持ち、子どもに関する身近な問題を見つけ、その解決方法を検討する。

③構想・構築力

ゼミナール、卒業論文・卒業制作を通じ、学士（こども学）に相応しい論理的思考により、子どもと子どもの環境についての学びの集大成を形にする。

④コミュニケーション力

子どもの最善の利益を獲得するための、保護者との協働による保育実践は、密なコミュニケーションから生まれる。大学全体の教職員との挨拶から始まる日々のコミュニケーションを大切にすることで、コミュニケーション能力を培う。

⑤実践力

1年次から2年次までの座学と演習をもとに、3年次からの学外実習において保育・教育の実践を行う。その実践の省察からの学びを次への課題として新たな実践を行うことで実践力を身につける。

成績評価の可視化（みえる化）

・成績評価は、教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

大学院のカリキュラムポリシー

【臨床心理学専攻】

大学院心理学研究科はその専門性において、修了認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

なお、公認心理師及び臨床心理士養成に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に、公認心理師国家試験受験資格、臨床心理士試験受験資格を得ることができるよう教育課程を編成している。

修了認定・学位授与に求められる体系的教育編成

・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教育の編成。

・演習・修士論文研究指導や学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業と多領域にわたる実践的学修である実習を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。

・学生の主体的学びを構築するために、レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

4つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、臨床心理学基礎科目・臨床心理学応用科目・臨床心理実習科目・研究指導科目に大別され、修了認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

① 臨床心理学基礎科目→DP1 及び 2 の総合力、問題発見・解決力に関連する科目、資格取得科目をふくむ。

・広い視野に立ち、臨床心理学的支援の基礎となる基本的視点と態度に関する知識・技能を提供する。

・基礎科目によって、高度で専門的な職業人となるための基礎的知識及び技能を修得する。

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

② 臨床心理学応用科目→DP2、3 及び 5 の問題発見・解決力、構想・構築力、実践力に関連する科目、資格取得科目をふくむ。

・応用科目によって、現代社会の状況を分析し、臨床心理学的問題の発見と支援のあり方に関する新たな視点を提案できる専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

③ 臨床心理実習科目→DP4、5 のコミュニケーション力、実践力に関連する科目、資格取得科目をふくむ。

・学内外の実習機関において、臨床心理学的な支援について実践・考察する機会を提供する。

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

④研究指導科目→DP1～5のすべてに関連する科目

- ・問題を発見し、探究する上での倫理的な視点と態度を修得する。
- ・データから新たな知見を見出し、展開していく力を修得する。
- ・「福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準」を踏まえておこなう。

短期大学部のカリキュラムポリシー

【保育学科】

保育学科は、保育・幼児教育分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築しています。なお、「教員免許課程」及び「指定保育士養成」に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるよう教育課程を編成している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育科目を編成。
- ・演習、実践、学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を培う専門教育科目を編成。
- ・教養教育科目と専門教育科目における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオ・履修カルテなどによって可視化（みえる化）。

2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目、専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的な学修が可能です。

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、短期大学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

②専門教育科目

- ・年次までの専門教育科目によって、保育・幼児教育に関する研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のための高い知識・技能の修得を提供する。
- ・保育・教育実習などの学外実習やボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。
- ・本学附属施設の認定こども園、子育て支援センターや地域の福祉施設、保育・教育関連機関と連携をし、実践型学修の機会を提供する。

成績評価の可視化（みえる化）

- ・教育課程や科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

【食物栄養学科】

本学は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、学科毎に体系的教育編成を構築している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

3つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

このことを実現するために食物栄養学科では、基本的な教養を身につける教科、12教科を配置し、短期大学士力・栄養士力の基礎を涵養する。

②専門教育科目

- ・1～2年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

具体的には、食の基本、生理・生化学の基本を修得することを目的とした17の専門基礎教育科目、栄養・調理などの修得を目指した15の専門教育科目によって論理的な思考力を涵養し、座学教科を基に、「実習」を通して研究能力、専門的職業能力を育成する。このことで、栄養士資格取得へ向けて必要とされる高い知識と技術を修得する。

③体験・実践型科目

- ・ボランティア、インターンシップ、リーダーシップ教育、留学など、地域と社会で実践的に学びまた貢献する機会を提供する。

栄養士資格取得必修教科である「給食管理実習」では、校内と学外において、それぞれ5日間ずつ実習を行い、給食の現場における判断力・実践力を培う。

加えて、「特別研究」によって、実社会における「食」への関わりや商品開発など、多面的な学修を進め、学内では修得できない様々な高い実践力を涵養する。

成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

【情報ビジネス学科】

情報ビジネス学科は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育を編成する。

・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見。

・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育を編成する。

・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化する。

・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化する。

3つに大別される科目及びプログラム

①教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

・生涯スポーツや国際理解を目的とした科目を開設する。

②専門教育科目

・情報ビジネス学科の専門教育科目は、「情報リテラシーの修得」「コミュニケーション能力の修得」「ビジネス実務の修得」「地域課題の理解」「豊かな表現力の修得」の5つの分野で編成している。

・ビジネスの現場で即戦力として活躍できる資格検定の合格を目指す科目を提供する。

・専門性を高めるために、2年次にゼミナールを開設する。

③体験・実践型科目

・インターンシップ実習、地域連携プロジェクト、ボランティアなど、地域社会と関わって実践的に学び、貢献する機会を提供する。

成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて成績評価を行う。

▶エビデンス

福祉学部のカリキュラム・ポリシー

【福祉心理学科】

【こども学科】

大学院心理学研究科のカリキュラム・ポリシー

【臨床心理学専攻】

短期大学部のカリキュラム・ポリシー

【保育学科】

【食物栄養学科】

【情報ビジネス学科】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

全学科のディプロマ・ポリシーには「単位の修得にあたっては、各科目にそれぞれに対応する教育目標として、知識や技能、論理的思考力、文章・身体・感性等に関する表現力、課題対処力、多様性の理解力や対人関係構築力の獲得などが設定されており、これら個々の評価を合わせ、総合的な学修経験を通して修学したことを学科教育、人材育成の目的に適う者とし～」と共通して述べられている。これらは全学科のカリキュラム・ポリシーにおいても重要視され、またそのことに基づき各科目の教育目標が設定されることによっておおむね一貫している。

大学院は、「心理学領域の理論及び応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力及び心理的支援について～」とディプロマ・ポリシーで定められているが、カリキュラム・ポリシーにおいても「心理学領域の理論及び応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力を養い、心理的支援に習熟した人材の育成」とあり、内容を共有している。

以上のことから、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性がおおむね確保されているが、カリキュラムの変更などに則して継続的な検証を行う必要がある。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

○福祉学部

【福祉心理学科】

福祉学部の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「国語表現」「生活教養」「国際理解論」等の科目を必修科目として配置し、専門教育科目では、2つの学科それぞれの資格・免許の取得に沿い、必要とされる指定科目を配置し、学年進行に合わせ段階的に学修できるよう科目を各年次配当している。体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリーで示しており、大学案内パンフレット、授業計画、本学ウェブサイト等に明示し公表している。

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築している。

【こども学科】

教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。また、教養教育科目と専門教育科目を通じて専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう科目を設定している。

さらに、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目を置き、保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉法及び同法施行規則に規定する科目を置き、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を設置している。

○大学院心理学研究科

大学院心理学研究科は、心理学領域の理論及び応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成することを目的に、臨床心理専攻においては国家資格公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の受験資格取得を踏まえた教育課程を編成している。

○短期大学部

【保育学科】

保育学科の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「文書表現」、「会話演習」、「生活教養」等の科目を必修科目として配置している。

専門教育科目は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状が取得できるよう、体系的に教育課程を編成している。指定保育士養成施設として、児童福祉法及び同法施行規則に規定する教科目(必修科目)を開設。さらに、幼稚園教諭二種免許状取得のための教職課程を設置し、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する授業科目を開設している。

なお、体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリーで示しており、大学案内パンフレット、授業計画、本学ホームページ等に明示し公表している。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「文書表現」、「会話演習」、「生活教養」等の科目を必修科目として配置している専門教育科目については栄養士施行規則第9条第1号に従い6群32科目を設定しており、法律改正に併せ教育課程の改訂を実施している。その他、設定教科目が時代の要請に対応できているか、学生の学修意欲に応えられる充実度、かつ展開性を持ったものになっているかを検討している。学生が食と健康を広い視点で見つめ、知識と技術を身につけ易くするために専門教育課程の「栄養と健康」分野に「健康科学」を開設し、本年度も在学生の100%が選択・履修した。

【情報ビジネス学科】

毎年度教育課程を見直してきたが、平成27年度には、ビジネス環境の変化に対応するとともに、また地域社会のニーズに鑑み、より地元貢献できる人材の育成を目指して教育課程を大幅に見直している。教養教育科目と専門教育科目、各科目の位置付けを見直すとともに、専門教育科目の3つの領域(ビジネス実務、IT実務、ウェブデザイン)を分解し、編成し直している。地域との連携を拡充するための「インターンシップリテラシー」を必修科目に設定、従来のインターンシップを「インターンシップⅠ、Ⅱ」に増強、さらに「ゼミナールⅡ」を追加している。

各学科及び研究科ともに、教育課程の体系的編成を行うために、科目特性を以下のように設定している。

授業種別と科目特性

A	知識	内容について知ること、理解すること
B	技術・技能	物事を巧みに（能率的に）行うわざ、それを巧みに（見事に）してのけることができる力（能力）
C	論理的思考力	理路整然とした論理構成で話すこと、書くことができる力
D	文章表現力	まとまった考え・感情を洗練された文章や言葉選びで豊かに表現することができる力
E	表情及び身体表現力	自分の内面から出る豊かな表情と動作で表すことができる力
F	感性及び感動表現力	与えられた情報を様々な角度から捉え、自分の心で深く考え、心で感じて表すことができる力
G	協働能力	主体性を持って多様な人々と関わり、協働することができる力
H	まごころ、思いやりの発現力と夢や希望の発信力	真実、誠意ある心、純粹に親切的な心から現し出すことができる力、夢の実現に向かって努力することができる力
I	積極的発言力及びプレゼンテーション力	進んで発言し、発言によって誰かに何かを伝え、納得させる力
J	多様性への理解力、応用力	色々なことを考えながら、知識を生かし、実際の事柄にあてはめて利用することができる力
K	課題対処力	与えられる主題や解決しなければならない問題に対し、適切な対応・処置をとることができる力
L	人間関係、対人関係構築力及び対話力	人間関係を円滑にし、構築できる力、人との対話ができる力

以上を共通理解として、各学科、研究科ともに CP に沿った教育課程が体系的に編成されていると評価できる。

3-2-④ 教養教育の実施

各学科及び研究科の教育特性に合わせた教養教育科目が実施されている。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学則第2条の実施を目指すため、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、教員・学生相互のコミュニケーションを重視している。

教員はそれぞれの専門性を活かし、学問の基礎を重視しながら最先端の研究成果を教授することを心がけている

学内での FD 活動を充実することによって、教員が相互に情報を共有する機会を増やし、その成果を授業にフィードバックしていく。

▶エビデンス

- 【資料 3-2-①】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
福島学院大学大学院履修規程
福島学院大学履修規程
福島学院短期大学部履修規程
本学ウェブサイト
大学案内パンフレット
教務・履修ガイド
- 【資料 3-2-②】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-2-③】 教務・履修ガイド
福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-2-④】 授業計画（シラバス）
- 【資料 3-2-⑤】 授業計画（シラバス）
教員授業実施規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教学委員会を中心に教育課程及び教授方法の改善・向上を図るための施策を展開しているが、さらに次のような課題の解決に取り組む。

- ・ナンバリング制度の全学的な導入等、カリキュラムの体系性を実現するための取り組みの検討
- ・アセスメント・ポリシーに則したカリキュラムの見直しの検討
- ・全学的にリベラルアーツを強化し、教育の質保証を高める。
- ・シラバスの第三者チェックによって、科目の適正を評価していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学での学修成果の点検・評価については、「学修行動と学生生活に関する実態調査」に

よって全学的に実施している他、学科毎にディプロマ・ポリシーで卒業認定基準を具体的に示すことで行われている。また、その目標達成のために策定されたカリキュラム・ポリシーによって編成された学修プログラムにおける成績・GPA 分布をはじめ、各種資格の取得状況や外部認定試験における成績状況、就職状況、授業アンケートなどを評価指標としている。

成績・GPA といった学修状況については、学期毎クラス別の成績一覧が、学年末には GPA 取得一覧によって評価される。資格・免許状取得状況については、各学科及び教務課で把握できる体制となっている。

さらに就職状況は学修成果の評価のひとつとして、教学委員会、運営委員会で報告される他、分野別の就職状況などの詳細は学生支援課でまとめられている。

各学科の教員は、所属する学生について上記の情報を共有することが可能で、これらを通じて学科等におけるディプロマ・ポリシーの達成状況を点検することが可能である。

さらに、現カリキュラムで開設している個々の科目について授業評価アンケートを実施し、カリキュラム・ポリシーの適正について科目レベルでの評価を行うことができる。

他にも、教員は所属学科の学生が、どのような入試形態（AO、一般）により入学したかという情報についても確認できることから、成績や就職状況と合わせ、入試区分による分析を行うことで、アドミッション・ポリシーの関連を確認することができる体制となっている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学科毎に3つのポリシーが策定されていることによって、これらの達成度が学修成果の判断基準としてフィードバックされている。学生は各学科において学期初めの履修登録に当たり、教務・履修ガイド及びシラバスを用いて説明があり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてカリキュラムツリーを示して、適切に学修計画を立てられるようになっている。こうして立てた学修計画に基づく学修成果について、教授会及び研究科委員会において卒業・修了認定を厳正に行うことで、教育目的の達成状況を確認している。

また、授業科目毎に「授業評価アンケート」を実施しており、教学委員会で検証を行うことによって、アンケート結果の解析と、それに対する適切なフィードバックを行っている。各学科の教育目標の達成状況の点検は、「資格・免許状取得の状況」、「卒業時アンケート」、「学修行動と学生生活に関する実態調査」、「卒業生就職先アンケート」等で行い、その結果を各学科に通知しフィードバックを行っている。

▶エビデンス

- 【資料 3-3-①】 授業計画（シラバス）
教務・履修ガイド
- 【資料 3-1-②】 本学ウェブサイト
授業計画

卒業時アンケート
学修行動と学生生活に関する実態調査
卒業生就職先アンケート

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価は「学修行動と学生生活に関する実態調査」により行われているが、点検と評価が教育の質保証に向けて組織的・継続的システムとして機能するために、大学全体、各学科及び研究科としてのアセスメント・ポリシーを策定し、3つのポリシーについてのPDCAサイクルを構築していく予定である。

また、ルーブリックなどの整備についても検討を進める。

[基準3の自己評価]

本学は、教育上の目的を明確に定め、これを実現するための方策として、3つのポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーをふまえた卒業認定基準、修了認定基準を策定し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。また、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの確立を目指し、教育課程及び教授方法の改善・向上を図るための施策を展開している。

学修状況の点検・評価については、教員による学生の学修状況確認や資格取得状況の情報共有、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されているが、今後、アセスメント・ポリシーを策定し、客観的な評価軸を設ける必要がある。

以上のことから、卒業認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており「基準3.教育課程」の趣旨をおおむね満たしていると評価できる。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の位置づけは、学校教育法第92条第3項の規定に従い、学則第9条2項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。意思決定に関する学部及び大学院の教員組織との関係については、学校教育法第93条の規定に基づき、

以下のように規定している。

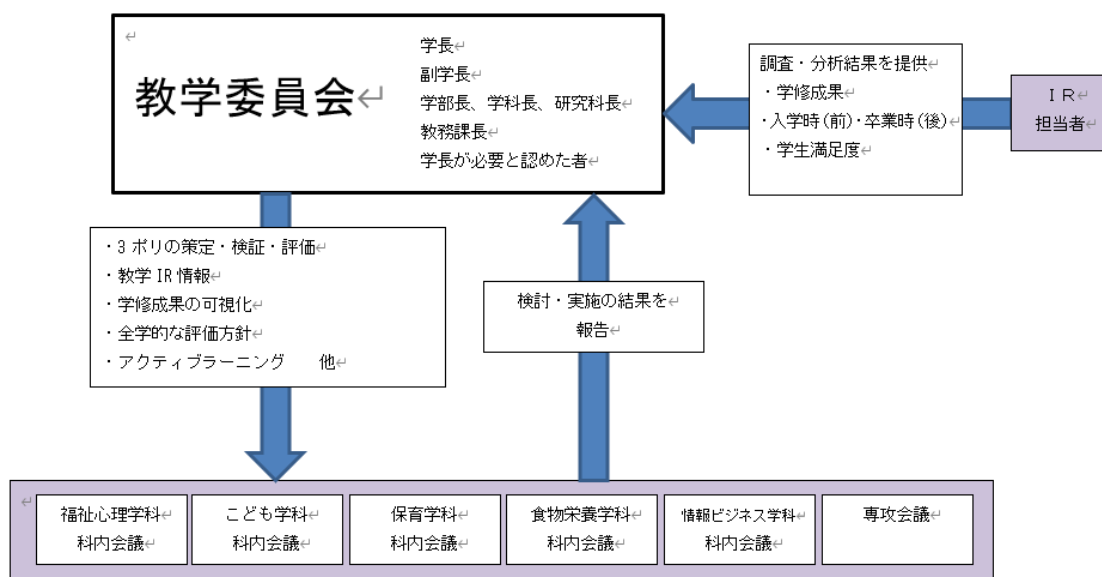
大学及び短期大学の教員組織との関係では、教授会及び学則第 11 条第 1 項第 9 号に基づき、教学委員会や学科会議が存在する。教学委員会は学長の教学マネジメント組織であり、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、学科主任など、教学に関する主要な事項の検討などを行う。教学委員会は、規程によって各学科及び研究科の科内会議との接続が図られており、学長のリーダーシップが適切に確立・発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教員管理職制及び教育運営職制規程に、副学長、学部長、研究科長、学科長、学科主任などの各所掌が定められており、権限は適切に分散され、責任の明確化が図られている。特に副学長に関しては第3条3項、「副学長は学長を補佐し、学長不在のときはその職務を代理する。」とし、学長の補佐的業務であることを規定し、3名の副学長を置き、危機管理に配慮した教学マネジメントが構築されている。

全学的教学マネジメント体制図

(教学委員会任務) 本学の教育目的を達成するために必要な改善・改革を推進し、全学的な教学運営体制を円滑にするため、定期的に会議体で審議を行う。



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の教学マネジメントを担う部署は教務課である。教務課の業務内容は、業務組織規程第 9 条において、教育課程の総括並びに連絡、時間割調整に関すること、教授会や教学委員会の議案、議事録及び庶務に関すること、授業委嘱に関すること、教室に関すること等が規定されている。

次に同第 8 条において、入学課の業務内容については、学生募集、広報関係、学生募集、

入学者選抜事務、編入学等規定されている。

▶エビデンス

- 【資料 4-1-①】 福島学院大学学則
福島学院大学大学院規則
福島学院大学短期大学部学則
教学委員会規程
- 【資料 4-1-②】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 4-1-③】 業務組織規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮について、学校教育法に定める学長の位置づけに基づいて学長権限と各種会議等、学則及び各種関係規程に則った補佐体制を敷いている。ただし「学長裁定」が規程化されていないなど、今後も学校教育法改正の趣旨や本学での対応について方策を検討する必要がある。

さらに、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築についてさらなる文教政策の進展に対応するため、記載されている役割をより明確化する必要がある。

職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性について、本学では既定事項を運営するための組織体制は整備されている一方で、改革総合支援事業に記されているようなアドミッションオフィサーや I R 体制については不備な部分も認められるため、中期計画の推進に向けて教職共同プロジェクトや合同会議などを進めていく方針である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発 と効果的な実施

大学院・学部・短期大学部ともにその教育方針に則り、毎年「福島学院大学所属員別現員表」を作成することによって、カリキュラム内容を実施する上で必要な専門的知識と教育能力を備えた専任教員を、大学設置基準等が定める必要数以上確保していることを確認

している。

さらにそれぞれの専門分野に関する非常勤教員を適切に委嘱して周辺分野を含む多様な学問領域をカバーし、教育内容の充実を図っている。

ただし、近年の時代と研究状況の進捗の速さを勘案すると、カバーすべき領域も時々刻々と変化しているため、外部の人的な資源に依存しつつこれらの不足を補うなどの必要がある。その一方で、FD 活動を含めて専任教員・非常勤教員の授業の質の向上にも一層努めなければならない。

大学及び大学院、短期大学部での教員配置に関して、毎年「福島学院大学所属員別現在員表」を作成し確認しており、設置基準上の数を満たしており、適正に運営を行っている。

1) 教員の公募について

本学における教員の採用は、教育課程及び専任教員の構成等を考慮し、原則として公募方式をとっている。

2) 教員の採用・昇任

専任教員の採用にあたっては、人事担当者他、所属予定学部の学部長をはじめ複数の教員で面接の上、理事長、学長による面接を行うことにより、研究意欲を持った本学の教育にふさわしい人材の確保に努めている。

教員の採用及び昇格候補者の選考は、学部では教員任用規程により教員資格審査委員会を設置し、教員資格審査を行う。教員資格審査委員会は、教授会規程第3条に定めている正教授会がこれにあたり、理事長、学長、副学長、人事担当理事、満3年以上本学教授として勤続の常勤教授、人事課長で構成している。

教員資格審査委員会では、福島学院大学教員資格基準規程及び福島学院大学教員資格基準規程施行細則に基づき審査を行う。採用候補者は、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、昇格候補者は、教育・研究活動実績、本学組織への貢献及び社会的活動への参加等を総合的に評価して各職位に適正か判定している。その審査において適格と判定されたものについて、人事担当理事は常任理事会に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

なお、大学院を併任する専任教員については、福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程に基づき、大学院教員資格審査委員会を設置して審査し、適格と判定されたものについて学長が常任理事会に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

3) 教員評価

教員には研究業績等の自己申告実施要項により、研究業績等を自己申告させ、研究業績審査委員会でその業績を審査し、教員の業績について正確に把握するとともに、昇任、昇給、表彰、及び教員研究教育費増減の参考としている。

また、教員自身の業績評価として、毎年度末に研究業績一覧、学会及び社会における活動状況、教育方法の実践事例、本学運営上の実績等を自己点検し、「実績報告書」として学科長へ提出する。学科長は、「実績報告書」を給与規程（教員）第9条第5項における「勤務成績」評価の基本資料として活用し、管理運営上の貢献度、勤務状況等を総合的に勘案して評価を行っている。

4) 研修、「FD ファカルティ・ディベロップメント」（「SD スタッフ・ディベロップメント」を含む）

本学におけるFDは、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第2条に本学の教育理念・教育目的に基づき教育の内容及び方法の改善・向上を図ることを目的に実施する。FDは「FD委員会」が、研修実施方針・実施項目の設定、実施計画の策定、実施後の分析、報告内容の全学的観点からの点検などを行うが、スタッフ・ディベロップメント（以下SDと記す）委員会と合同で協議し、有機的な研修会を設定するようにしている。

令和2年度実績としては、全専任教員を対象としたFDの実施として、大分大学のIR担当者を招き、教学改革のFD・SD研修会の実施、その他、非常勤教員も含めた科内FDなどを実施した。

▶エビデンス

- 【資料 4-2-①】 福島学院大学所属員別現在員表
教員任用規程
教授会規程
福島学院大学教員資格基準規程
福島学院大学短期大学部教員資格基準規程
福島学院大学教員資格基準規程施行細則
福島学院大学短期大学部教員資格基準規程施行細則
福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程
- 【資料 4-2-②】 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学においてはFD活動推進のための委員会を中心に体制が整えられ、その活動の充実も図られてきたものの、これまでの活動は教授方法に特化したものは学科内FDが多く、全学的なFDは、法令や他大学事例などであったため、教員への直接的な全学FDも検討したい。今後もさらなる教育の質向上に繋がる具体的な研修内容を検討した上で、FD研修会を開催していく。

教員の採用・昇任に関しては、現在の基準を継続的に検討し、教育・研究・アドミニストレーション（地域連携など大学への貢献）の3つの要素を基準として、どのようなパーセンテージが適性かを判断することに加えて、本学の教員に求める資質をより明確化する。加えて、教員評価制度（教員の客観的評価）を導入し問題解決に向けた具体策を策定していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取り組み

大学設置基準改正によるSD義務化に対応し、職員のみならず大学運営業務全般における資質向上が求められる中で、スタッフ・ディベロップメントに関する規程に基づきSD委員会を設置しており、必要な取り組みを決定している。令和2年度については、前年度に引き続き全専任教職員を対象としたハラスメント対応研修会を実施するなど、現在社会に求められる対応力だけでなく、学生対応でのケース事例も含め考える機会を提供した。又、年度初めには、全専任教職員を対象とした初顔合わせ会で新年度の運営方針や予算を説明する機会を設け、職員個々の能力が大学において発揮できる環境を準備している。その他、管理職者対象の研修や決算状況、中期計画内容などを全教職員に説明する教職員説明会を実施するなど、教職員の資質向上につながる試みを展開している。

▶エビデンス

【資料 4-3-①】 スタッフ・ディベロップメントに関する規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の研修制度については、本学の使命・目的等の実現、中長期経営計画の達成及び個々の職員のキャリアアップのために内容面の充実に努めていくとともに、研修効果の検証・分析を進め、大学運営へのフィードバックを実効性のあるものにしていく。

また、大学に関わる社会的な問題等についての研修を勧めるとともに、教育活動を基幹に行われるFDと管理活動を中心として行われるSDについて、教員、職員が教職協働によってより有機的な連携を行うことにより、学生のための活動をよりよく実現して行くことを目指していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、全教員へ個人研究室が割り当てられており、パソコン及びネット環境が整備され、研究に集中できる環境を整えている。また教員の研究活動をバックアップする体制として、学長室が各教員の学外の研究費申請（特に科研費）及び執行に係る手続等を支援している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインなどを踏まえ、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程を設け運用している。当該規程に基づき、年に1回、全教員対象に研究倫理教育研修を行っている。研究倫理に関する知見を深めるために教員用教材として『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』（日本学術振興会）を配布し、公的研究費の取り扱いや研究倫理、特定不正行為、不正事例など研究者としての知識と倫理観を養う研修を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

福島学院大学研究奨励規程は、本学における研究の奨励について定めることを目的とし、教員毎の研究業績等に応じて教員個人研究経費を定めて年度毎に配布している。それ以外にも特定研究依頼者、研究奨励賞や表彰受賞者、及び准教授以下の教員の申請に応じて、特別研究交付金を交付することを定めている。

教員個人研究経費は、「教員研究教育費の使用及び配付並びに増減に関する規程」で基本的な取扱いを定めており、基本配分額は、職位、勤務及び予算の状況に応じて年度毎に定めている。

特別研究交付金については、「特別研究交付金規程」に定めており、教員の本学の必要により設定した研究課題、又は、准教授以下の教員で、特別な研究計画がある場合等は、学長に特別研究交付金を申請することができる制度である。

外部競争資金に関する公募情報については全教員に配布している。特に日本学術振興会科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）については、年間一回科研費申請に関する解説通知を全教員へ配布し説明することで、科研費の申請率や採択率の向上を目指している。その他外部研究資金についても公募内容に応じて教員宛周知している。

▶エビデンス

- 【資料 4-4-①】 本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程
業務組織規程
- 【資料 4-4-②】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 4-4-③】 福島学院大学研究奨励規程
教員研究教育費の使用及び配付並びに増減に関する規程
特別研究交付金規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、公的研究費コンプライアンス・研究倫理教育研修等を毎年度実施して、コンプライアンスの推進を図っている。これまでは公的研究費の受給者や事務担当部署に対する研修が中心であったことから、令和元年度にこれを機関全体で推進していくために、研

修対象を全教職員に広げた。しかし教員の意欲向上に繋がらず申請に至っていないことから、学長裁量経費を予算化し、学内における競争的研究資金制度創設を行う等、申請への枠組みを拡充していく。

【基準4の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう教学委員会等、学長を補佐する体制を整備するとともに、教学委員会等の役割を明確に規定し、執行を担う事務局に適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が規程に基づき適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善のためのFDや大学運営に必要な資質・能力向上のためのSDを効果的に実施している。また、教学関連事項を取り扱う委員会等への事務職員参画等、教職協働による効果的な大学運営にも取り組んでいる。さらに研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり「基準4.教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第3条に「本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育を行い、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に沿って、真心と思いやりを涵養し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とする。」と本法人の目的を定義している。

学校法人法に則り、本法人の最高意思決定機関を理事会と定め、寄附行為第16条2項に「理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定している。また第18条3項において利益相反取引の恐れのある事案に関して「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」とし、理事会運営と決定の透明性を確保している。

寄附行為第19条では「評議員会」を組織することを定めており、寄附行為第21条では、理事長が事前に評議員会の意見を聞かなければならない事項として、次のように定めている。

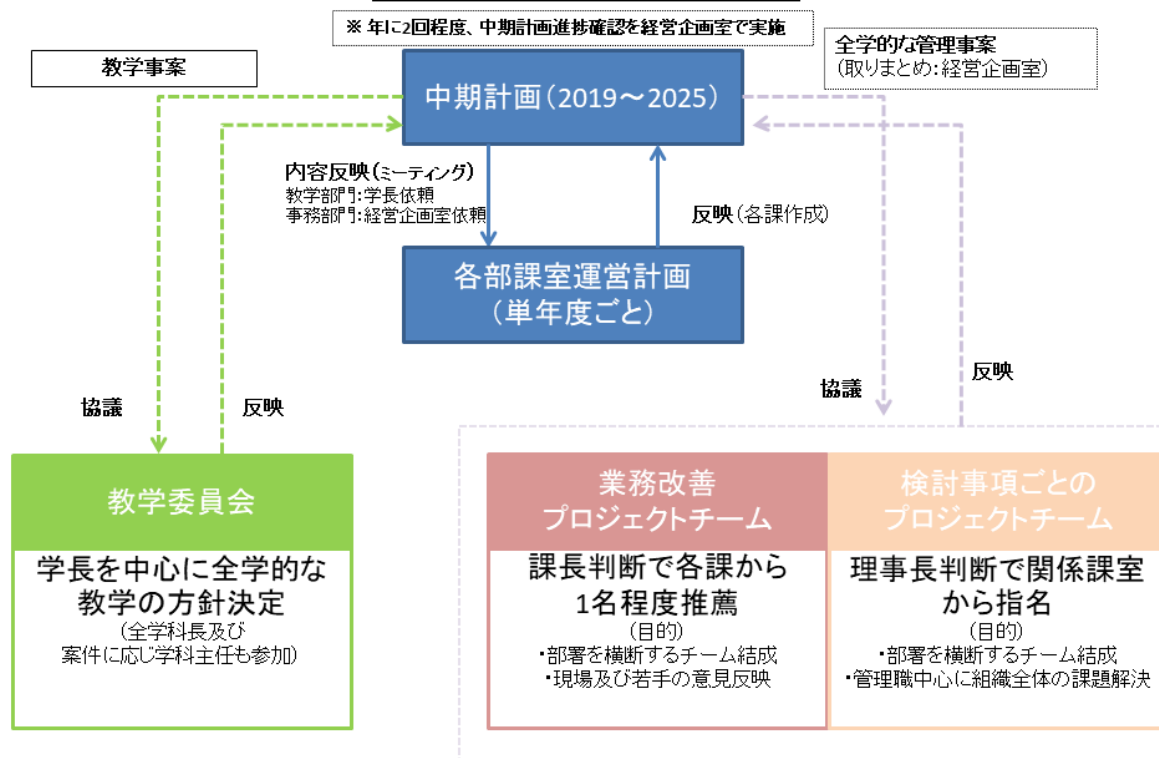
- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金、(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものが明記されている。

組織倫理に関しては、大学規程として就業規則をはじめ、服務規程、業務組織規程、個人情報保護規程、本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程などを整備している。寄付行為や各種規程及び細則は、法令改正などに基づき定期的に各担当課の点検を行い、理事長、学長含む学内理事で組織する常任理事会で規程改正を協議し、理事会において決定する組織編制によって、経営の規律と誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学において、令和元年度に「第二期中期計画」を策定し、使命・目的の実現に向けた取り組みは、下記の中期計画推進体制図の通り、その運用実施が管理されている。単年度毎に取りまとめている事業計画書は、「第二期中期計画」に基づいて、本学の計画を具体的に示し、着実な実行に努めている。事業報告書に関しては、前年度の取り組みを本学ホームページに掲載し、社会に公表している。

中期計画推進体制



5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮 [環境保全]

環境保全、人権、安全への配慮に係る体制については、以下のとおり、必要な規程等を制定し、教育機関としての社会公共性を維持するよう努めている。

- ・ 防災対策規程
- ・ 宮代キャンパス防災計画
- ・ 福島駅前キャンパス防災計画
- ・ 福島駅前キャンパスにおける地震対応指針
- ・ 宮代キャンパスにおける地震対応指針
- ・ 福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針
- ・ 教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針
- ・ 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程
- ・ 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則

環境保全に関する取り組みとしては、学びの環境を維持するために樹木剪定、清掃など、日々の環境美化に努めている。また、担当職員が定期的に巡回を行っており、修繕箇所等の早期発見に努めている。さらに平成 28 (2016) 年度にメンテナンス計画を策定し、今後 10 年間の施設設備等キャンパス環境維持を年次計画にて進めている。

その他、環境への配慮として「福島学院大学 節電方針」を策定し、年度毎に運営計画の中で節電目標を明示するとともに、定期的に学内ニュースで光熱水費の節減、クールビ

ズの推進などを周知し、エコロジー対応へ努力している。

人権への配慮として、福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針において、教職員は、本学の「真心」の精神を旨として、各々その職責を自覚するとともに、職場の規律の維持と親睦の向上、対外関係の円滑化に努めなければならないとしている。その他、教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針、学生間における差別とハラスメント防止に関する規程、学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則において、教職員、学生への対応を定めている。

キャンパスの防災は防災対策規程に基づき、「宮代キャンパス防災計画」、「福島駅前キャンパス防災計画」を定め、災害に備えている。その防災計画をもとに防災訓練及び防犯訓練、救命講習を毎年実施している。また、平成 25（2013）年には、東日本大震災の教訓を生かし、「福島駅前キャンパスにおける地震対応方針」、「宮代キャンパスにおける地震対応方針」を制定している。また、両キャンパスには災害時の非常用として備蓄品を備えている。構内の安全対策としては、キャンパスガードマンの構内巡回、監視カメラ設置などによりセキュリティ対策を実施している。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス対策危機管理チームを発足し、早い段階での新型コロナウイルスワクチンの集団接種の機会の確保、全学科実施の双方向型オンライン授業・会議対応、新型コロナウイルス感染症防止のための3つのガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン、学生生活のガイドライン、面接授業再開に向けてのガイドライン）作成、新型コロナウイルス感染状況に対する大学の行動指針（BCP）作成等、様々な事案への対応を迅速に行い、環境保全及び安全への配慮に努めた。

▶エビデンス

- 【資料 5-1-①】 寄附行為
- 【資料 5-1-②】 第二期中期計画
本学ウェブサイト
- 【資料 5-1-③】 福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針
教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則
防災対策規程
福島駅前キャンパスにおける地震対応方針
宮代キャンパスにおける地震対応方針
新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン
学生生活のガイドライン
面接授業再開に向けてのガイドライン
新型コロナウイルス感染症対策における行動指針（BCP）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理について、規程やマニュアル等はある程度整備されているが、アフターコロナの時代も見据えて、今後ともマニュアルの見直しや多様な事態を想定した研修機会の充実を行い、法人全体として緊急事態に備えられる体制を整えていく必要がある。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき、大学の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定機能を有している。

そのための体制として、役員は、寄附行為第 5 条に理事 7 人以上 11 人以内、監事 2 人と定めている。理事の選任は理事長、大学学長、短期大学部学長、評議員のうち評議員会からの選任者、学識経験者のうち理事会における選任者の 5 つの立場から選任することを定めている。寄附行為第 11 条により、法人を代表しその業務を総理する理事長は、理事の内から一人を理事総数の過半数の議決により選出される。監事は、寄附行為第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって「理事会」において選出した候補者のうちから、「評議員会」の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

理事会の議長は理事長が務め、年間 6 回の定例理事会の他、緊急を要する場合には、臨時に開催する。5 月の定例理事会は、前年度の事業報告及び決算など、3 月の定例理事会は、翌年度の事業計画や予算編成案などを審議している。

常任理事会は、寄附行為施行規則第 7 条第 4 項に定める事項を審議する。常任理事会の設置によって、理事会及び理事長の業務執行の円滑化を図り、法人の使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が機能的に図られる体制が整備されている。

▶エビデンス

- 【資料 5-2-①】 寄附行為
理事会・評議員会出席一覧
寄附行為施行規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2 年度において、通常監事は本法人の業務監査を兼ねて理事会に出席することになっているが、緊急事態宣言下などの状況から監事二名が欠席する回があったため、次年度

においてはすべて監事出席の上での理事会開催を目指す。また、令和元年度学校法人法改正の下に、監事の管理監督体制の強化を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では、理事会における意思決定を円滑にする役割を担う機関として、常任理事会を置いている。構成員は理事長（兼学長）、副学長、教育管理職者、経営管理職員であり、管理部門と教学部門が連携して本学の重要事項について検討・協議するとともに、情報の共有を図っている。

また、法人に附属する福島学院大学認定こども園が定期的を開催する認定こども園運営委員会には理事長（兼学長）が構成員となっており、情報共有することで円滑な管理運営に努めている。

法人は、法改正など社会の転換期に適応し、永続性と教育・研究の深化を図るため、令和元年度に「福島学院 第二期中期計画」を策定し、法人と大学及び短期大学部が取り組むべき課題を共有し、意思決定の円滑化を図っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事の職務は、寄付行為第 15 条に次のように規定されている。

- (1) 本法人の業務を監査すること
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

以上の監事職務によって、理事会との相互チェック機能が保たれている。

監事は常に理事会及び評議員会に出席し、寄付行為に定められた法人の業務の監査を行っている。監事の選考は寄附行為第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職

員を含む。以下同じ。) 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

評議員会は寄附行為第 19 条に基づき、15 人以上 23 人以内で組織し、事業計画及び予算、事業報告及び決算、寄附行為の変更など、寄附行為に定める重要事項について、理事会の諮問機関として法人と大学との相互チェックの機能を果たしている。

▶エビデンス

- 【資料 5-3-①】 寄附行為
運営委員会設置規程
各種委員会等設置規程
初顔合わせ会資料
- 【資料 5-3-②】 寄附行為

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

私立学校法など重要な法律が令和元年改正、令和 2 年施行という節目であつたため、理事・評議員会・監事などそれぞれの責務の増大と明確化について、法令改正に対応した学内規程に則り、内容を理解した上で運営を行った。今後も理事会は、法令を遵守し、法人の意思決定機関としての運営を行っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 をおおむね満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人は、大学が策定した第二期中期計画(令和元(2019)年度～令和5(2024)年度)のアクションプランを共有し、各年度ではこれに基づいた事業計画、予算計画を行う。第二期中期計画では、過去 10 年の学生数、財務データを基礎として計画期間における執行案件を計画し、予算の積算を示しており、中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立を目指している。各年度においては、その前年に中長期経営計画を基礎として作成された事業計画に基づき、予算案が作成、審議、承認され、当該年度において予算に基づいた財務運営がなされている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人の第二期中期計画をもとに、総合的な「収支のバランス」を図ることにより安定した財務基盤の確立を目指している。18 歳人口動態や進学率などを検証し、近年の入学者数を踏まえたうえで、令和 2 年度から値上げ改定する学費効果が完了する令和 5 年度(中期計画最終年度)には、資金収支計算上において収入超過に転換することを目標としている。

財務上の指標としては、日本私立学校振興・共済事業団の示す経営財務指標における、平成30年度の「B3」から3段階上の「B0」（14段階の上から4段階目）になることを目指している。支出の年次計画において計画最終年度に、令和元年度予算比10%削減を実施することによって収支バランスの確保を目指している。

現在、経費の節減等により、前年度比で着実に改善されているものの、財政収支の抜本的改善へはまだ至っていないため、今後も本計画を着実に実行する。

▶エビデンス

- 【資料 5-4-①】 第二期中期計画
第二期中期計画財務計画
- 【資料 5-4-②】 寄附行為

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

経営現状を確実に把握し、大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行い、学生サービスを充実していくため、経費面での節減・効率化を図る。予算編成においても中期計画に沿って予算編成を策定し、収支バランスの健全化を目指す財政運営を行い、持続可能な財政基盤を築いていく。

そのために第二期中期計画を基本として、収入については学生募集強化、改革総合支援事業など補助金獲得に努め、支出においては段階的な経費抑制方針により運営を進める。

併せて学生の満足度を高めつつ、教育の質保証を担保しつつ教学改革を行い、入学者を確保する一方で、除籍者、退学者の減少を図り、納付金収入の維持に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は学校法人会計基準及び経理規程、調達規程、予算管理規程など財務関係規程に基づき適正に行われている。予算編成については、第二期中期計画に基づいた各科課室の運営計画案策定作業と併せて、予算案編成作業を毎年12月から開始し、策定された大学全体の事業計画及び予算案については、常任理事会の議を経て毎年3月に開かれる評議員会の意見を踏まえた上で、理事会において最終決定される。

予算の執行状況については経理課において月次単位で予算管理表を作成し、各科課室にフィードバックし、相互に予算執行内容を確認している。また3か月毎に開催される月次決算検討会では理事長・学長、学内理事、部長級職員をはじめ、監事も出席し予算執行内容等を確認している。

なお、予算執行の中で新たな計画等が発生した場合など、必要に応じて補正予算を編成

し、理事会、評議員会に諮ることによって適正に実施されている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

計算書類、財産目録などは、法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用において、株式投資等は行っておらず、銀行預金のみで運用している。資産運用規程に基づき適切な会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。月次決算書を毎月適時に作成し、総務部長及び経理課長より理事長へ報告している。また、3 か月毎に開催される月次決算検討会においても関係者に予算執行状況、資産運用状況などを報告している。

年度末に監事による監査と、監査契約を締結している公認会計士の会計監査を受け、適正であることを確認し、理事会での承認によって厳正な会計処理の実施を担保している。

▶エビデンス

【資料 5-5-①】 経理規程
調達規程
予算管理規程

【資料 5-5-②】 資産運用規程
本学ウェブサイト

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に従って各年度に予定される事業に関わる予算編成を可視化し、的確に行うとともに、諸基準、規程に従い適切な会計手続きを行うことが必要である。これらの予算編成、執行に伴う会計手続きを厳格に行ってきたが、IT システムの充実に合わせてさらに会計処理及び管理の充実を図っていく。

[基準 5 の自己評価]

本法人は、関連の諸規程によって統括され、理事会の決定を踏まえ、第二期中期計画とそれに紐づく年次事業が計画的に実施されることで、経営の規律と誠実性が担保されている。また、管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、理事長・学長のガバナンスの下、事業を総括し、使命・目的等の実現に向けて、事務局が分掌に応じた業務執行を継続的に努力している。業務の執行にあたっては、運営委員会や教学委員会等を通して、法人と教学部門の適切な連携を図っている。

事業内容については、理事会、評議員会、監事によって適切な検証が行われている。財務運営については、第二期中期計画において総合的な収支バランスを図り、安定した財務運営を目指している。予算執行についても必要な規則などを整え適正な会計処理を実施している。会計監査体制及び実施については、公認会計士、監事により適切に実施され、法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックの強化を図っている。

以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準 5. 経営・管理と財務」の趣旨をおおむね満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 をおおむね満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するため、自己点検・評価に関する規程を設け、自ら点検・評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。本学の自己点検・評価は、令和5年度の高等教育評価機構の認証評価受審に備え、その認証評価項目を踏まえ、「福島学院大学自己点検・評価報告書」として、大学・短期大学部と合同で発行した。

▶エビデンス

【資料 6-1-①】 自己点検・評価に関する規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 29(2017)年度に日本高等教育評価機構で認証評価を受審して以降、令和元(2019)年度まで認証評価項目に基づいた自己点検・評価活動が実質的に行われてこなかった。そのため、自己点検・評価の活動において今日的な観点から再検討を要する項目が数多く含まれていたが、令和2年度より日本高等教育評価機構の評価項目に適合した自己点検・評価報告書を作成しており、次年度以降は教職員及び各部署における定期的な点検活動を実施する等、内部質保証に関する組織体制の構築に取り組んでいく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 をおおむね満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価委員会では、「全学授業アンケート」に基づいた検討を行ったが、前述の通り、認証評価受審に備えるために自己点検・評価項目見直しを行った。

これまでの実績と現状について、担当部門からの報告を求めた上で、点検・評価を行った。また、毎年報告書は本学ウェブサイトで学内外に公開されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学籍、入学者選抜、キャリア支援、健康管理、財務などについて、部署毎に、現状把握のための調査・データの収集・蓄積が行われ、当該部署が分析を行っている。

令和2年度よりIR業務は教務課が所管し、従来学長室で行ってきた授業評価アンケート、経営企画室で行ってきた学修行動と学生生活にかかる実態調査について実施・集計した。集計結果は、教学委員会での報告により全学的な共有が図られるとともに、学修支援や学生生活支援といった教学運営に係る業務の執行や、経営上の企画立案等に活かされている。

▶エビデンス

【資料 6-2-①】 自己点検・評価に関する規程

本学ホームページ

【資料 6-2-②】 業務組織規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の更なる改善のために、今後も「自己点検・評価委員会」を中心として自己点検・評価を実施して行く。実施された自己点検・評価については、その結果を共有していくとともに、法令に定められた期間毎に、認証評価機関による評価を受審し、社会に対する大学の説明責任を果たし、これらの評価結果ないし外部からの意見等も積極的に取り入れ、教育研究の質の向上のための指針としていく。

なお、IRの重要性に鑑み、令和2年度より、業務組織規程上IRを職務に含めることにした教務課を増員し、教学改革に資する教学IRを展開している。その上で学長・理事長の教学・経営上の意思決定や、教学・経営の両面における各種の改善をサポートする情報提供、施策提案に取り組んでいく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 をおおむね満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について、継続的に点検・評価するためのPDCAサイクルについては確立されていない。

▶エビデンス

【資料 6-3-①】 自己点検・評価に関する規程
教学委員会規程

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、アセスメント・ポリシーを策定することによって仕組みを確立し、その機能を活用することによって大学運営の改善・向上を図っていく。

【基準 6 の自己評価】

令和 2 年度は、外部評価委員会を設置・開催し、「自己点検・評価」に対する第三者評価制度を内部質保障の組織体制として整備したが、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有については、さらに体制の整備と強化を図る必要がある。

以上のことから本学は、内部質保証の組織体制、自己点検・評価について、適切に整備、実施しており、「基準.6 内部質保証」の趣旨をおおむね満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域における連携・支援事業（地域連携センター）

A-1. 地域における連携・支援事業

A-1-① 浪江町復興支援の連携事業

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和2年から10月から、浪江町の復興を支援する試みとして、地元酒造メーカーの酒粕を利用した商品開発をおこなった。「酒粕クッキー」として試食品作成段階まで実施することができた。令和3年3月には、浪江町と連携協定を締結し、地域に根ざした大学としての社会貢献活動ができたことは評価できる。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

酒粕の多くが廃棄処分される。SDGs の観点からも、今後は「酒粕クッキー」だけでなく、酒粕を何らかの商品まで実現し、地場産業の振興に貢献していきたい。

[基準 A の自己評価]

現在、以下の地域における連携・支援事業を進めている。

- ・伊達市・飯坂温泉・土湯温泉等との連携協定を締結による観光振興
- ・広く市民が地域の実情や課題を共有するための公開講座の開催
- ・NPO 法人など様々な機関、団体と連携協定を締結
- ・国内外の研究者の受け入れ
- ・災害ボランティア活動やヘアドネーションへの協力

以上のいずれもが教育と結びつき展開されていることから、本学が社会貢献機能の高い教育を実施していると評価できる。

V. 特記事項

1. 復興、地域振興を考える授業の実施

令和2年10月、短期大学部情報ビジネス学科2年生の選択科目（グラフィックデザイン演習Ⅱ）において、株式会社良品計画（ソーシャルグッド事業部）の協力を得た授業を全4回にわたり実施した。

無印良品のブランドコンセプトを理解するための講義を始めとして、浜通りの復興状況などを学び、復興はもとより地域振興を具体化することを考えた。浪江町で酒造りを再開する「磐城壽（株式会社鈴木酒造店）」の酒粕を活用した商品開発をテーマに、無印良品の協力を得て授業を実施した。

履修生35名が8班に分かれて商品開発に取り組み、酒粕の栄養成分に着目したお菓子や、美容成分に着目したスキンケア用品など多様な視点から商品化のアイデアが検討された。学生たちは試作を繰り返しながら提案書を作成し、連携授業の最終回で、無印良品・浪江町の酒造メーカーに試食も含むプレゼンテーションを実施した。

なかでも酒粕を練り込んだ焼き菓子「酒粕のフルーツバー」は好評であったため、浪江町との連携授業終了後に有志学生がレシピをブラッシュアップした。令和3年3月20日（土）に開催された「道の駅なみえ」のグランドオープンセレモニーで、「酒粕のフルーツバー」の試食品およそ350食を来場者に振る舞った。

この商品については、令和3年度以降も継続して商品化（販売計画策定や加工業者の選定など）を進める計画である。

連携授業の模様や、道の駅での試食品配布の様子はメディアにも大きく取り上げられ、福島学院大学が浜通りの復興に寄与する姿を県民に向けて広くPRする機会となった。

この連携授業がきっかけで、本学と浪江町は包括的な連携協定を締結（令和3年3月17日）し、商品開発以外にも幅広い連携事業に取り組むことになった。令和3年度に向けて、新たに浪江町のこども園における保育士不足解消に関する取り組みや、耕作放棄地の地力回復のための花植えなど、複数の企画を検討中である。

2. 外部評価委員会の開催

令和3年1月、本学宮代キャンパスにおいて第1回外部評価委員会が開催され、2019年度「自己点検評価報告書」について、各委員から貴重な意見をいただいた。

委員からの意見については、2020年度の以降の取り組みとして反映していく予定である。

VI. 参考資料

【福祉学部】

○福祉心理学科 三つのポリシー

入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す人を募集する。

入学前に身につける能力・素養 →文科が示す学力の三要素の明示

1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

2. 思考力・判断力・表現力などの能力

- (1) 現代社会に関心をもち、物事を筋道立てて考えることができる。
- (2) 課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

3. 主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度

- (1) 自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。
- (2) 他者を尊重することができる。
- (3) 他者と協力して課題に取り組むことができる。

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を入学者選抜において確認する。

評価方法

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学者選抜において評価する。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、

充実した教養教育の編成。

・演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。

・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能です。

1. 教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

2. 専門教育科目

・1～4年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（福祉心理学）」の学位を授与する。

DP 1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP 2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP 3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

○こども学科 三つのポリシー

入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来保育者を目指す人を募集する。

1. 知識及び技能

(1) 専門科目を学ぶために必要な「音楽」、「家庭」の基礎的な内容を理解していること。

(2) 読解力や語学力の基礎となる「国語」を通して、聞く、話す、読む、書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。また、実務的な計算能力があること。

2. 思考力・判断力・表現力等

子どもや子どもの環境に関する問題について、知識や情報を基に論理的に考察し、判断したり、行動したりすることができること。

3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

子どもや子どもの環境に対する強い興味と関心を持ち、将来、保育者として子どもの福祉に貢献したいという意欲がある。学修課題に積極的に取り組み、主体的に学ぶことができること。

以上のような入学者を選抜するために、本学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある人を、あらゆる地域から迎え入れ、筆記試験（小論文を含む）、面接、書類審査等を取り入れた多様な入学者選抜を実施する。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

こども学科は、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、次に掲げる体系的な教育編成を構築しています。

①総合力

保育士ならびに幼稚園教諭になるために必要な専門的知識、技能・技術を座学と演習、及び実習により学ぶ。乳幼児の保育・教育ならびに子育て支援、子どもや子育て家庭を取り巻く福祉問題など幅広い視野から理解できる思考力・判断力を身につける。

②問題発見・解決力

子どもを取り巻く環境の変化に関心を持ち、子どもに関する身近な問題を見つけ、その解決方法を検討する。

③構想・構築力

ゼミナール、卒業論文・卒業制作を通じ、学士（こども学）に相応しい論理的思考によ

り、子どもと子どもの環境についての学びの集大成を形にする。

④コミュニケーション力

子どもの最善の利益を獲得するための、保護者との協働による保育実践は、密なコミュニケーションから生まれる。大学全体の教職員との挨拶から始まる日々のコミュニケーションを大切にすることで、コミュニケーション能力を培う。

⑤実践力

1年次から2年次までの座学と演習をもとに、3年次からの学外実習において保育・教育の実践を行う。その実践の省察からの学びを次への課題として新たな実践を行うことで実践力を身につける。

成績評価の可視化（みえる化）

・成績評価は、教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）

本学の教育研究上の目的に基づき、こども学科における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（こども学）」の学位を授与します。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力・実行力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を協働により実現する力

DP5. 実践力：保育・教育の専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

【大学院】

○臨床心理学専攻

入学に関する基本的な方針(アドミッションポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、広く地域に根差し、自らの高い知識と高度な技能を生かして社会に貢献しようとする学生、高度な専門性を発揮するために、公認心理師国家試験受験資格や臨床心理師受験資格の取得を目指している学生を募集します。

入学前に身につける能力・素養

1. 知識・技能

（1）本学大学院の専門的な教育の基礎となる、学部卒業水準の臨床心理学及びその周辺領域に関する知識・技能。

（2）本学大学院での学習に必要な高度な論理的思考力・判断力・表現力

（3）本学大学院での学習を身につけるための主体性・協働性

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学大学院で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる学部卒業水準の知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性を入学者選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を入学者選抜において評価する。

教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

大学院心理学研究科はその専門性において、修了認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築しています。

なお、公認心理師及び臨床心理士養成に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に、公認心理師国家試験受験資格、臨床心理士試験受験資格を得ることができるよう教育課程を編成しています。

修了認定・学位授与に求められる体系的な教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるための、充実した教育の編成。
- ・演習・修士論文研究指導や学生参画型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業と多領域にわたる実践的学習である実習を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・学生の主体的学びを構築するために、レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

4つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、臨床心理学基礎科目・臨床心理学応用科目・臨床心理実習科目・研究指導科目に大別され、修了認定・学位授与のための体系的な学習が可能です。

① 臨床心理学基礎科目→DP1及び2の総合力、問題発見・解決力に関連する科目、資格取得科目を含む。

・広い視野に立ち、臨床心理学的支援の基礎となる基本的視点と態度に関する知識・技能を提供する。

・基礎科目によって、高度で専門的な職業人となるための基礎的知識及び技能を修得する。

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

② 臨床心理学応用科目→DP2、3及び5の問題発見・解決力、構想・構築力、実践力に関連する科目、資格取得科目を含む。

・応用科目によって、現代社会の状況を分析し、臨床心理学的問題の発見と支援のあり方に関する新たな視点を提案できる専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

③ 臨床心理実習科目→DP4、5のコミュニケーション力、実践力に関連する科目、資格取得

科目を含む。

- ・学内外の実習機関において、臨床心理学的な支援について実践・考察する機会を提供する。
- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

④研究指導科目→DP1～5のすべてに関連する科目

- ・問題を発見し、探究する上での倫理的な視点と態度を修得する。
- ・データから新たな知見を見出し、展開していく力を修得する。
- ・「福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準」を踏まえて行う。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)

大学院の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、大学院規則に定める修了に必要な条件を満たした者に対して修了を認定し、「修士（臨床心理学）」の学位を授与します。

DP1. 総合力:人間やその環境及びそれらへの対応に関する高度で幅広い知識を身につけ、広い視野から臨床心理学的問題について理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力:現代社会に関心を持ち、臨床心理学的な課題を発見、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力:新たな問題について、エビデンスに基づく分析をおこない、理論を構築・展開する力

DP4. コミュニケーション力:学びによる能力や素養を活かすために、他者や状況理解に関する高度な視点と態度を持ち、今日的な課題に積極的に対応していく力

DP5. 実践力:専門性を実践するために必要な高度な知識・能力・技能を応用していく力

【短期大学部】

○保育学科

入学に関する基本的な方針(アドミッションポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)とHospitality(思いやり)の体得に努め、将来の保育者として探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学習に必要な論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、保育学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、および主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、各学科の入学選抜において評価する。

教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

保育学科は、保育・幼児教育分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築しています。なお、「教員免許課程」及び「指定保育士養成」に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるよう教育課程を編成しています。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育科目を編成。
- ・演習、実践、学生参画型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業を主体とし、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を培う専門教育科目を編成。
- ・教養教育科目と専門教育科目における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオ・履修カルテなどによって可視化(みえる化)。

2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目、専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、短期大学士力の基礎となる基本的な教養(アカデミック・ツール)を提供する。
- ・年次の初年次教育によって、リテラシー(読む・書く・話す)及び情報リテラシーを修得する。

②専門教育科目

- ・年次までの専門教育科目によって、保育・幼児教育に関する研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のための高い知識・技能の修得を提供する。
- ・保育・教育実習などの学外実習やボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。
- ・本学附属施設の認定こども園、子育て支援センターや地域の福祉施設、保育・教育関連機関と連携をし、実践型学習の機会を提供する。

成績評価の可視化(みえる化)

- ・教育課程や科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)

保育学科の教育研究上の目的に基づき、保育学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(保育学)」の学位を授与します。

DP1. 総合力:保育・幼児教育を学ぶ者として、人間や文化について幅広い知識を身につけ、

広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：子どもの成長とそれを取り巻く現代社会に関心を持ち、保育・幼児教育や乳幼児の発達に関する課題を見だし、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：近年の子どもと子どもに関する社会等の新たな問題とその背景を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、子ども、保育者、保護者、地域の方々といった子どもの成長にかかわる他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：保育・幼児教育に関する専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

○食物栄養学科

入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集します。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・食物栄養学科では、さらに自然科学系教科の基礎知識が必須であり、高等学校卒業程度の化学・生物学・数学の基礎力
- ・やり始めたことは最後まで責任を持って成し遂げる、忍耐力・精神力・責任感・体力
- ・食を通して地域社会に貢献するために、学び続けようとする強い熱意

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を選抜において確認する。
- ・全ての選抜において、出身校の調査書、小論文、面接をもとに選抜を行なう。推薦選抜では小論文、面接を重点に置いて選抜を行い、総合型選抜、一般選抜は3つの要素をもとに選抜を行う。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、各学科の入学者選抜において評価する。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

本学は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、学科毎に体系的教育編成を構築しています。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

3つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

このことを実現するために食物栄養学科では、基本的な教養を身につける教科、12教科を配置し、短期大学士力・栄養士力の基礎を涵養します。

②専門教育科目

- ・1～2年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

具体的には、食の基本、生理・生化学の基本を修得することを目的とした17の専門基礎教育科目、栄養・調理などの修得を目指した15の専門教育科目によって論理的な思考力を涵養し、座学教科を基に、「実習」を通して研究能力、専門的職業能力を育成する。このことで、栄養士資格取得へ向けて必要とされる高い知識と技術を修得します。

③体験・実践型科目

- ・ボランティア、インターンシップ、リーダーシップ教育、留学など、地域と社会で実践的に学びまた貢献する機会を提供する。

栄養士資格取得必修教科である「給食管理実習」では、校内と学外において、それぞれ5日間ずつ実習を行い、給食の現場における判断力・実践力を培います。

加えて、「特別研究」によって、実社会における「食」への関わりや商品開発など、多面的な学習を進め、学内では修得できない様々な高い実践力を涵養します。

成績評価の可視化（みえる化）

- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を

踏まえて行う。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）

食物栄養学科の教育研究上の目的に基づき、食物栄養学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(食物栄養学)」の学位を授与します。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

○情報ビジネス学科

入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality(思いやり)の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・状況の変化に対応できる柔軟性・粘り強さ

入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、および主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、入学者選抜において評価する。

教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

情報ビジネス学科は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能

力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築しています。

卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育を編成します。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育を編成します。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化します。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化します。

3つに大別される科目及びプログラム

①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供します。
- ・初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得します。
- ・生涯スポーツや国際理解を目的とした科目を開設します。

②専門教育科目

- ・情報ビジネス学科の専門教育科目は、「情報リテラシーの修得」「コミュニケーション能力の修得」「ビジネス実務の修得」「地域課題の理解」「豊かな表現力の修得」の5つの分野で編成しています。
- ・ビジネスの現場で即戦力として活躍できる資格検定の合格を目指す科目を提供します。
- ・専門性を高めるために、2年次にゼミナールを開設します。

③体験・実践型科目

- ・インターンシップ実習、地域連携プロジェクト、ボランティアなど、地域社会と関わって実践的に学び、貢献する機会を提供します。

成績評価の可視化（みえる化）

- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて成績評価を行います。

学位授与の方針(ディプロマポリシー)

情報ビジネス学科の教育研究上の目的に基づき、情報ビジネス学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(情報ビジネス学)」の学位を授与します。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：地域社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力:新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力:ビジネスゴールの達成のために、多様な年齢層・立場の相手と円滑にコミュニケーションする力

DP5. 実践力:専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

以上